

# 神戸らしい 緑化ガイドライン

Guidelines for Planting Trees

神戸らしい緑化とは  
緑化計画にあたって  
条例に基づく緑化計画作成の手引き

# 目 次

## Contents

このガイドラインについて	1
第1章 神戸らしい緑化とは	2
第1節 神戸らしい緑化をめざして	3
1. 骨格となる緑を背景に、まち中の緑を確保していきます	3
2. 満足度の高い良好な緑を育てていきます	4
3. 人と緑との関わりを深めていきます	5
第2節 神戸らしい緑化を進めるために	6
1. ガーデン型の緑化に取り組みましょう	6
2. 効果的に緑を配置しましょう	8
3. 地域の特性に応じた緑化を行いましょ	9
4. 緑地は、適切な維持管理が重要です	10
第3節 神戸らしい緑化モデル事例	11
第2章 緑化の計画にあたって	24
第1節 緑化計画の考え方	25
1. 植栽地の条件、植物材料	25
2. 地植え緑化	27
3. 壁面緑化	28
4. 屋上緑化	31
5. 屋根緑化	35
第2節 神戸らしい緑化材料	36
1. 神戸らしい緑化材料	36
第3節 緑地の維持管理	47
1. 維持管理の基本的な考え方	47
2. 主な維持管理作業	47
第4節 緑の支援制度・評価制度	52
1. 緑の支援制度	52
2. 緑の評価制度	52

第3章 条例に基づく緑化計画作成の手引き	53
第1節 緑化計画の届出について	54
1. 緑化の義務と届出対象	54
2. 届出時期	55
3. 届出書類	56
第2節 緑化基準の取り扱いについて	59
1. 用語の意味	59
2. 建築物・敷地の緑地(緑化基準第2・第3関係)	60
3. 計画開発区域について(緑化基準第4関係)	65
4. 緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱いについて(緑化基準第5関係)	66
5. 太陽電池等の取り扱いについて(緑化基準第6関係)	67
6. 建築物及び建築物の敷地の緑化の面積の相互振り替えについて(緑化基準第7関係)	67
7. 特定工場等について(緑化基準第3関係)	67
第3節 届出書類の作成例	68
1. 建築物等緑化計画届	68
2. 学校等の敷地における緑化計画届の場合	74
3. 計画開発区域における緑化計画届の場合	75
4. コンテナ等を取り扱う敷地における緑化計画届の場合	77
第4節 計画・施工上の留意点	78
1. 植栽地の土壌について	78
2. 土壌改良資材の使用	78
3. 支柱の設置	78
4. 施工写真	79
5. 完了検査について	79
第5節 緑化後の維持管理	80
第6節 関係法令等	81
1. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 抜粋	81
2. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則 抜粋	82
3. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による 建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)	84

# このガイドラインについて

神戸は、大都市でありながら、六甲山をはじめとする緑の山々、海につながるなだらかな傾斜地に広がるまちなみ、国際港都として発展してきた港と風光明媚な海岸線、郊外に広がるのどかな田園等、多彩な風景を有する緑豊かな美しい都市です。この貴重な緑を将来にわたり保全していくことが、神戸の環境を守るうえでとても重要となります。



神戸市では、「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ 21 プラン）」に基づいて「緑生都市」の実現を目指し、潤いのある市街地を形成するために、まち中で3割以上の緑を確保していくことを目標としています。また、平成 20 年の「ユネスコ創造都市ネットワーク（デザイン都市）」への認定や、平成 24 年の「神戸スマート都市づくり計画」、「神戸らしい景観づくりの方針」の策定等を背景に、緑に関してもよりデザイン性、景観面、環境面に配慮した整備を進めていきたいと考えています。さらに、豊かな緑を守り神戸のまちの魅力をより高めていくためには、市、事業者、市民が個々の意識と感覚を持ちつつ一体となって、景観や環境に調和し、ライフスタイルにあった緑を生み育てていく必要があります。

そこで神戸市では、神戸の特性に合った「神戸らしい緑化」につながる緑化基準とするため、平成 29 年に「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」（以下、「条例」）に基づく緑化基準の改定を行いました。その「神戸らしい緑化」についての考え方や手法について取りまとめたものがこのガイドラインです。

当ガイドラインは以下の三つの章で構成されています。

まず、第 1 章の「神戸らしい緑化とは」では、神戸らしい緑化とはどのようなものかを解説し、神戸らしい緑化事例についてもあわせて紹介しています。

第 2 章の「緑化の計画にあたって」では、緑化の計画を立てる際に考慮すべきこと、おすすめの緑化材料、緑化した後の維持管理、緑の支援制度・評価制度について解説し、緑化の計画にあたっての基礎的な情報をまとめています。

第 3 章は「条例に基づく緑化計画作成の手引き」です。神戸市では一定規模以上の建築物の新築、改築等にあたっては、条例に基づき緑化の計画を立て、届出を行う必要があります。ここでは条例に基づく緑化基準や届出書類の作り方などを解説しています。

このガイドラインをご活用いただき、「神戸らしい緑化」を進めることにより、神戸がますます豊かな緑に彩られた美しいまちになることを祈念いたします。

CHAPTER

第1章

# 神戸らしい緑化とは

---

Guidelines for Planting Trees

- 第1節 神戸らしい緑化をめざして
- 第2節 神戸らしい緑化を進めるために
- 第3節 神戸らしい緑化モデル事例

## 第1節

# 神戸らしい緑化をめざして

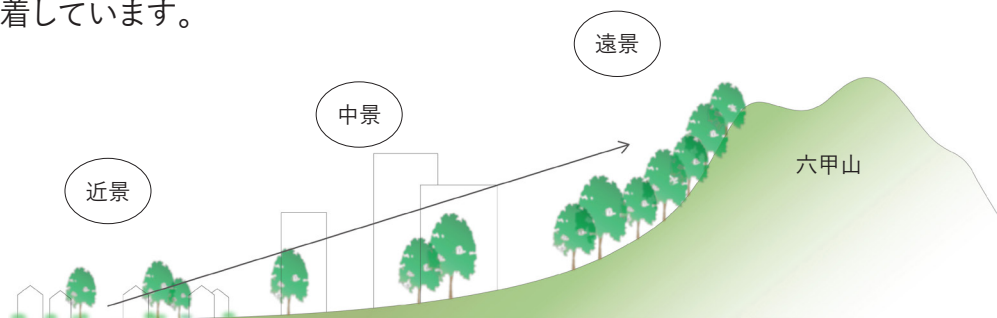
1. 骨格となる緑を背景に、まち中の緑を確保していきます
2. 満足度の高い良好な緑を育てていきます
3. 人と緑との関わりを深めていきます

## 1. 骨格となる緑を背景に、まち中の緑を確保していきます

神戸には六甲山系等、都市の骨格となる緑があり、大都市としては恵まれた環境であると言えます。しかしながら、六甲山系の南側に広がる市街地においては、住宅開発等の進展により、緑が少ない状況となっています。



神戸らしい豊かな緑とは、遠景となる六甲山系等骨格の緑と、近・中景である街路樹や民有地の緑、花壇等をあわせて感じられる環境であり、神戸の魅力の一つとして定着しています。



条例に基づく建築物等の緑化に際しても、基準を満たす緑地の整備はもとより、より充実した緑化をめざし、地域の環境がより良くなるよう計画してください。



## 2.満足度の高い良好な緑を育てていきます

神戸らしい満足度の高い緑とは、三宮・元町等の中心街で見られるような、市民や来訪者が歩いて楽しい連続した緑、草花に彩られたガーデン型の緑、旧居留地等に代表されるような異国情緒にあふれる緑等があげられます。また、ガーデン型の緑は、住宅地においては、住環境を高め、住民同士のコミュニティの形成にも役立ちます。



緑化に際しては、地域の緑との調和はもとより、高中低木のバランスのほか、花の咲く樹木を植える、花壇を設置する等、ガーデン型の緑、住環境を高める緑となるよう計画してください。



### 3.人と緑との関わりを深めていきます

神戸では、古くから市民と協働で、身近な公園やまち中の花壇の管理等が行われてきました。これからも人と緑との共生関係をさらに深めていきましょう。



住宅であれば住民の、事業所であれば従業員の方々が維持管理に関われるような仕組みづくりを検討してください。身近な緑に関わることで、環境意識が高まるとともに、人と人との交流を生む効果があります。



また、商業施設や医療・福祉施設では、屋上の緑地に人が立ち入ることができるよう整備し、来訪者や、患者、入居者の方々等の憩いや交流の場としての活用が進められています。特に商業施設については、屋上緑化や壁面緑化を充実させることで、集客効果やイメージアップにつながります。





## 第2節

# 神戸らしい緑化を進めるために

### 1. ガーデン型の緑化に取り組みましょう

- 1.立体的な緑化に配慮してください
- 2.花の咲く樹木や紅葉がきれいな樹木を取り入れてください
- 3.花壇を作りましょう
- 4.鉢・プランター等で飾花の工夫をしましょう

### 2. 効果的に緑を配置しましょう

- 1.道路に面した場所を緑化しましょう
- 2.大きな樹木を植栽しましょう
- 3.既存木・樹林を保存しましょう

### 3. 地域の特性に応じた緑化を行いましょう

- 1.既に良好な緑が形成されている地域
- 2.緑が少ない地域
- 3.景観計画区域・都市景観形成地域
- 4.風致地区

### 4. 緑地は、適切な維持管理が重要です

## 1. ガーデン型の緑化に取り組みましょう

- ・まち中では、店舗、事業所、住宅の出入口の周りに、ちょっとした緑や花壇、鉢植え等が自主的に設けられ、緑と花のまち神戸のイメージアップにつながっています。
- ・三宮、元町周辺には趣向を凝らした花壇が設置され、市民や来訪者の方々に親しまれています。
- ・樹木による植栽とあわせて、花壇、鉢植え等も検討してください。また、建築物の緑化においても、複数の植物による多彩な壁面緑化や、屋上の利用が可能な場合は庭園のような緑化を検討してください。

### 1. 立体的な緑化に配慮してください

- ・高木・低木・地被等を組み合わせることより、面積が少なくてもボリュームのある美しい景観を作ることができます。
- ・条例に基づく緑化においては、低木、芝、その他の地被植物、樹木等で単純に覆うだけでなく、それらを組み合わせることにより緑化面積を重複して計上することができます。
- ・緑化計画の作成にあたっては、高木を効果的に配置し、立体的な緑化となるよう検討してください。



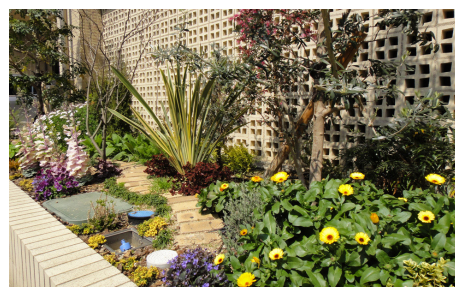
## 2. 花の咲く樹木や紅葉がきれいな樹木を取り入れてください

- 花の咲く樹木、紅葉等の季節が感じられる樹木、葉が美しい樹木等を積極的に植栽し、多彩な緑化となるよう計画してください。



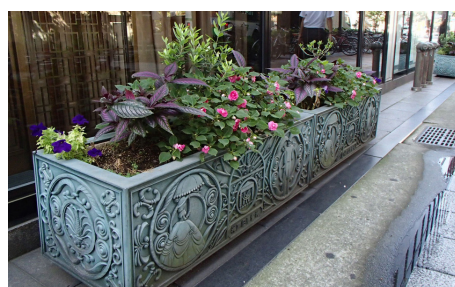
## 3. 花壇を作しましょう

- 四季色とりどりの花壇は、まちに華やぎや彩りを与えてくれます。維持管理に手間はかかるものの、樹木や宿根草も用いながら、美しい緑化を検討してみてください。
- 建物の出入口周りに設置することが、建物のイメージアップ等の面から効果的です。
- 条例に基づく緑化においても、花壇を必要な緑地面積に計上することができます。



## 4. 鉢・プランター等で飾花の工夫をしましょう

- 樹木を植える場所がない場合でも、鉢やプランターを用いることにより手軽に緑化を行うことができます。
- 地植えの植物材料と組み合わせることにより立体的な緑化も可能です。
- 建物の出入口周りに設置することが、建物のイメージアップ等の面から効果的です。
- 花壇と同じく、四季を通じた適正な維持管理が必要です。
- 条例に基づく緑化において、一定規模以上の鉢・プランター等を用いた緑化についても、緑地面積に計上することができます。

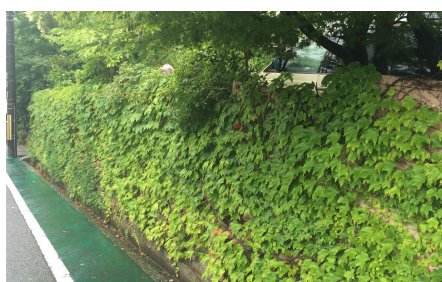


## 2.効果的に緑を配置しましょう

- 同じ規模の緑地であっても、敷地の奥まった位置に設けるよりも道路沿いに設ける方が環境面、景観面でより効果的です。
- 大きなシンボルツリーを植えたり、大きく育った既存の樹木を残すことにより、緑のボリュームが確保できるだけでなく、新しい建物が周辺の風景になじみやすくなります。樹木の種類や配置だけでなく、大きさについてもあわせて検討してください。

### 1. 道路に面した場所を緑化しましょう

- 道路等の公共空間に面して緑化を行うことは、人の目につきやすく、景観の向上に役立つだけでなく、道路に木陰をつくる等歩行空間を快適にする効果もあります。
- 条例に基づく緑化においては、道路等の公共空間に面して行う一部の緑化については、面積の算出に優遇措置があります。



### 2. 大きな樹木を植栽しましょう

- 建物のシンボルとなる樹木、街のランドマークとなる樹木を植栽することは、緑豊かな街を形成する上で効果的です。
- 条例に基づく緑化においては、樹木の大きさに応じて計上できる緑地面積が異なります。



### 3. 既存木・樹林を保存しましょう

- よく育った既存木や樹林は、その街のシンボルであり、地域の人々に親しまれている街の財産です。現在、敷地内に既存の樹木がある場合は、それをできるだけ活用した建築計画としてください。
- 条例に基づく緑化においては、既存木も緑地面積に計上することができます。



## 3. 地域の特性に応じた緑化を行きましょう

- 神戸のまちは、三宮周辺の都心エリアから、業務地・住宅地が混在したエリア、北区、西区に広がる住宅団地等、地域ごとに様々な歴史や性格が存在します。その地域の特性を把握して、緑化の計画に活かしましょう。

### 1. 既に良好な緑が形成されている地域

- 建築敷地周辺において、既に良好な緑が形成されている場合は、それらの緑と調和するよう計画してください。
- 市街地においては街路樹や公園、まちかどの緑地等の緑化施設、六甲山の眺望等が、郊外地においては里山や農村の風景等があげられます。



### 2. 緑が少ない地域

- 緑が少ない地域では、積極的に緑化を行うとともに、特に道路等の公共空間に面して重点的に緑化する等、地域の環境や景観が良くなるよう計画してください。



### 3. 景観計画区域・都市景観形成地域

- ・神戸らしい都市景観を形成している地域や形づくっていくべき地域を、景観法に基づく「景観計画区域」や、神戸市都市景観条例に基づく「都市景観形成地域等」に指定しています。
- ・神戸らしい景観をつくり、守るための計画や方針が定められており、その地域らしい緑化計画を考える際には参考にできることでしょう。また、建築や木竹の伐採等の行為については届出が必要となる区域もあります。市窓口、ホームページ等で内容を確認してください。



【ホームページ】 <https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/rlk0003/index.html>

### 4. 風致地区

- ・神戸市では、都市計画法で定める地域地区で、自然環境の保全と一定の開発の調和を図るための制度として「風致地区」を指定しています。
- ・地区内での建築や土地の改変等には制限があります。許可が必要な行為、許可基準は、市窓口、ホームページ等で確認してください。
- ・風致地区では、地区別の風致保全計画を定めており、風致保全目標、保全方針、育成方針に、緑化に関して規定していますので、内容を確認してください。



【ホームページ】 <https://www.city.kobe.lg.jp/a51321/kurashi/machizukuri/flower/midoriseido/index.html>

## 4. 緑地は、適切な維持管理が重要です

- ・緑地は整備後、水やりや草抜き、剪定、病気や害虫の防除等、きちんと維持管理が行われてこそ緑化の効果が発揮されます。
- ・建物の利用者、住民等が緑に関わることにより、人との交流が生まれ、よりよいコミュニティの形成にもつながります。
- ・緑の維持管理を適切に行うとともに、人と緑がつながるような仕組みづくりに取り組んでください。



## 第3節

# 神戸らしい緑化モデル事例

前節までの内容を踏まえた「神戸らしい緑化」の具体的なモデル事例を3タイプ紹介します。緑化の計画にあたっての参考にしてください。また、植物材料の選定にあたっては「第2章第2節 神戸らしい緑化材料」をあわせて参照してください。

なお、これらの事例は、条例(神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例)の緑化基準に基づき必要となる緑地面積を確保したモデルとしています。条例に基づく緑化基準の考え方は「第3章 条例に基づく緑化計画作成の手引き」を参照してください。

### 事例1 おしゃれなメインストリート沿いの建物 (→P.12)

公共交通機関、商業・業務等、様々な都市機能が集まった三宮駅周辺では、多くの観光客や買い物客、ビジネスパーソンが集まる神戸の玄関口にふさわしい潤いのある都市空間をつくります。

ここでは下記の点に配慮した中心市街地での商業・業務複合ビルの事例を紹介します。

- ・商業施設の屋上部分に来訪者の憩いの場として活用できるガーデン型の緑を整備します
- ・人の目につきやすい建物出入口周りにシンボルツリー・壁面緑化を設け、イメージアップを図ります

### 事例2 市街地で十分な緑地スペースが取れない建物 (→P.16)

市街地で実質的に建ぺい率が100%となるエリアでは高密度な土地利用となり、十分な緑地スペースが確保できない場合が多いため、道路に面した部分に重点的に緑化を行ない、効果的に緑を配置します。少ない緑地面積でも質の高い緑地を確保することができます。

ここでは下記の点に配慮した市街地の業務ビルについて事例を紹介します。

- ・道路沿いに壁面緑化を設けることにより、景観に配慮した立体的でボリュームのある緑を形成します
- ・植栽スペースが確保できない建物計画の場合でも、プランターを設けることにより、市民や来訪者が歩いて楽しめる連続した緑を形成します

### 事例3 郊外型ショッピングセンター (→P.20)

郊外地では、市街地に比べて建ぺい率に余裕があり、また、広い駐車場が設けられる事例が多くなります。身近にある田園や里山等の豊かな緑との調和を図り、集客力が高まる魅力ある緑化を行ないます。

ここでは、下記の点に配慮した郊外住宅地の商業施設について事例を紹介します。

- ・周辺の良好な里山の風景を緑化計画に取り入れることで、地域の環境との調和を図ります
- ・敷地の大部分を占める駐車場部分に高木、駐車場緑化を取り入れることで、立体的で効率的な緑化計画とします

事例1 おしゃれなメインストリート沿いの建物

立地	中心市街地（都心部）				
用途地域	商業地域	容積率	600%	建ぺい率	80%
建築計画	商業・業務複合ビル（新築）、9階建て				
敷地面積	8,000m <sup>2</sup>	建築面積	6,400m <sup>2</sup>		

■ エントランスシンボル緑化

■ 壁面緑化



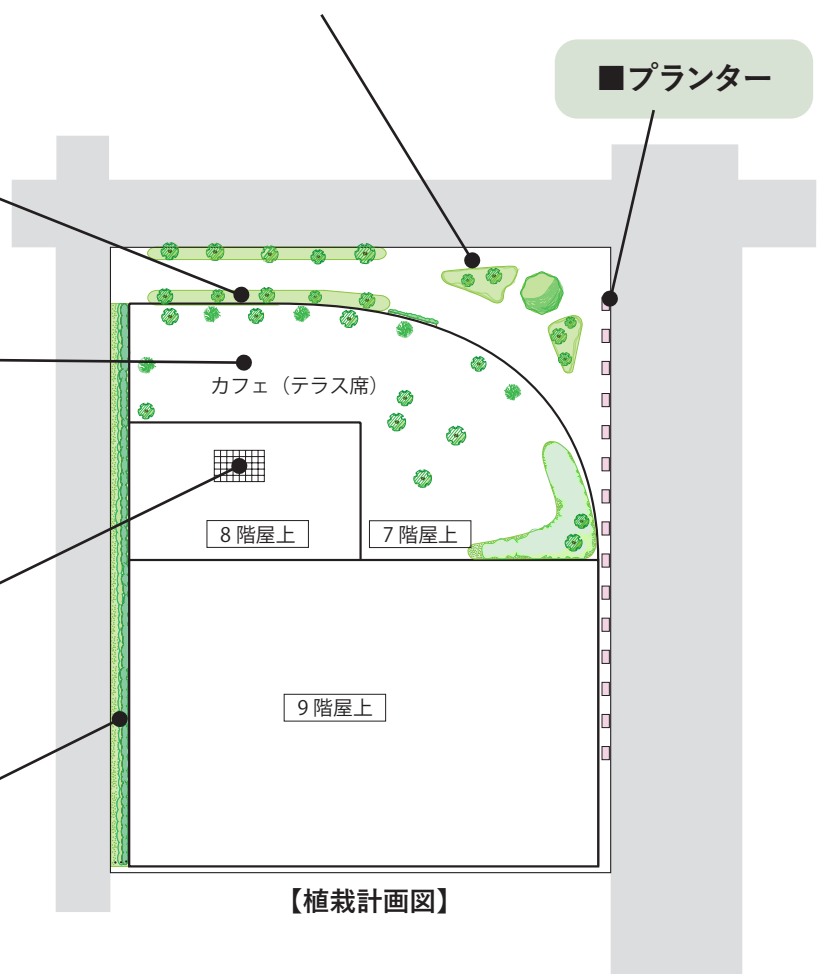
■プランター

■ 屋上緑化（ガーデン風）



■ 太陽電池

■ 生垣・芝生等



## ■エントランスシンボル緑化

高木（シンボルツリー）：ケヤキ（サークルベンチ付）

低木：オタフクナンテン、ドウダンツツジ



### POINT

エントランス部に大きなシンボルツリーを植えることで、建物が周辺の景観と調和し、風格と落ち着いた雰囲気演出します。

## ■屋上緑化（ガーデン風）

高木：ハンカチノキ、シマトネリコ

中木：ライラック、オリーブ

低木：カシワバアジサイ、エリカ

地被：ラベンダー、アガパンサス、ギボウシ、リュウノヒゲ



### POINT

屋上には、人が入ってくつろぐことのできるガーデンとカフェテラス席を設け、都心の中の潤い空間を創出します。高木を植栽することで、心地よい木陰をつくります。また、花の咲く低木や宿根草、一年草等で季節ごとの美しい花壇を設けることで季節感のある美しい空間を演出することができます。



## ■壁面緑化（ユニット式）

ツワブキ、ヒューケラ、ハツユキカズラ、  
コデマリ、オタフクナンテン



### POINT

エントランス付近の壁面にユニット式の壁面緑化（看板風）を配置します。緑豊かな壁面があることで、環境や景観に配慮した施設としてのイメージアップにつながります。

## 神戸らしい緑化事例



シンボルツリーの例



壁面緑化の例



屋上緑化（ガーデン風）の例



## 【参考①】 条例に基づく緑化計画の概要

①建築物の緑化	必要緑地面積 320.0m <sup>2</sup>	建築面積の 5%(6,400m <sup>2</sup> ×5%)
②敷地の緑化	必要緑地面積 800.0m <sup>2</sup>	空地面積の 50%(1,600m <sup>2</sup> ×50%) ※空地面積=8,000m <sup>2</sup> ×(100-80)%



### ①建築物の緑化

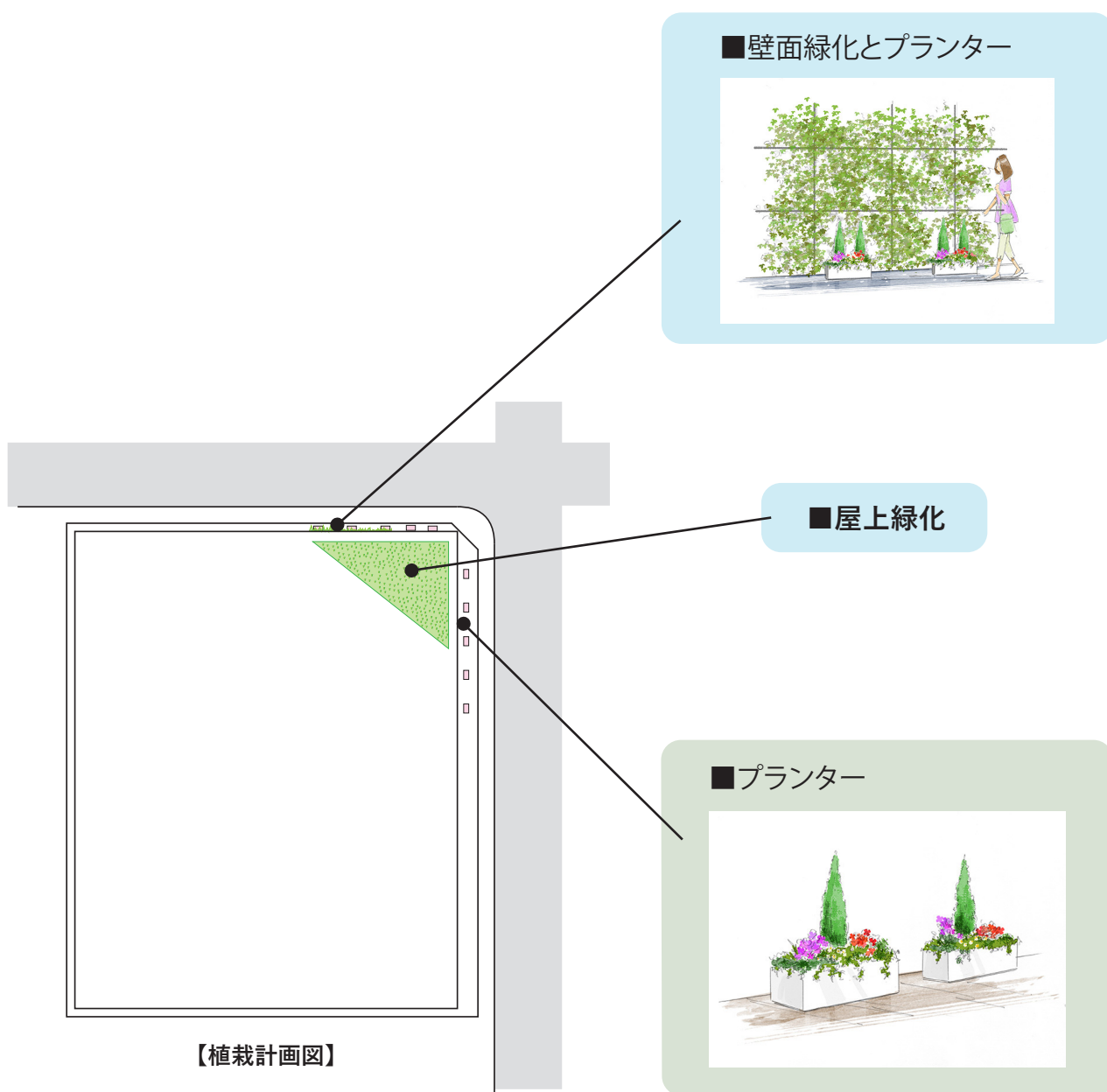
場所	内容	緑地面積	備考
1. 屋上緑化 (ガーデン風)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木 樹高 3m(8m<sup>2</sup>)×10本</li> <li>・中木 樹高 2m(3.8m<sup>2</sup>)×10本</li> <li>・低木・地被</li> </ul>	80.0m <sup>2</sup> 38.0m <sup>2</sup> 125.0m <sup>2</sup>	中高木と低木・地被との重複加算可
2. 壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登はん型 (高さ 3m×幅 10m)×1.5</li> <li>・基盤造成型 (高さ 3m×延長 2m)×1.5</li> </ul>	45.0m <sup>2</sup> 9.0m <sup>2</sup>	道路等の公共空間に面する場合 1.5 倍
3. 太陽電池	・10kw分 49.76m <sup>2</sup> ×0.5	24.88m <sup>2</sup>	水平投影面積の 1/2
計		321.88m <sup>2</sup>	≧必要緑地面積 320.0m <sup>2</sup>

### ②敷地の緑化

場所	内容	緑地面積	備考
1. エントランス シンボル緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木 樹高 7m(30.1m<sup>2</sup>)×1本</li> <li>樹高 4m(13.8m<sup>2</sup>)×10本</li> <li>樹高 3m(8m<sup>2</sup>)×10本</li> <li>・低木・地被</li> </ul>	30.1m <sup>2</sup> 138.0m <sup>2</sup> 80.0m <sup>2</sup> 250.0m <sup>2</sup>	中高木と低木・地被との重複加算可
2. プランター	・40ℓ(1m <sup>2</sup> )×10基	10.0m <sup>2</sup>	上限10基
3. 生垣・芝生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣 延長 80m×1.7m</li> <li>・低木・地被</li> </ul>	136.0m <sup>2</sup> 160.0m <sup>2</sup>	
計		804.1m <sup>2</sup>	≧必要緑地面積 800.0m <sup>2</sup>

**事例2** 市街地で十分な緑化スペースが取れない建物

立地	市街地（業務エリア）				
用途地域	商業地域	容積率	600%	建ぺい率	100%
建築計画	業務ビル（新築）、5階建て				
敷地面積	3,000m <sup>2</sup>	建築面積	2,700m <sup>2</sup>		



## ■壁面緑化（補助資材つき）とプランター

壁面：ヘデラ、クレマチス・アルマンディ

プランター：ゴールドクレスト、ゼラニウム、ハツユキカズラ、一年草等



### POINT

植物の登はんを促すため、補助資材を用いて壁面を緑化します。前面にプランターをあしらうことで、足元が寂しくなりがちな壁面緑化に彩りを添え、歩行者が季節感を楽しむことができます。

## ■プランター

低木：ゴールドクレスト

地被：ゼラニウム、ハツユキカズラ、一年草等



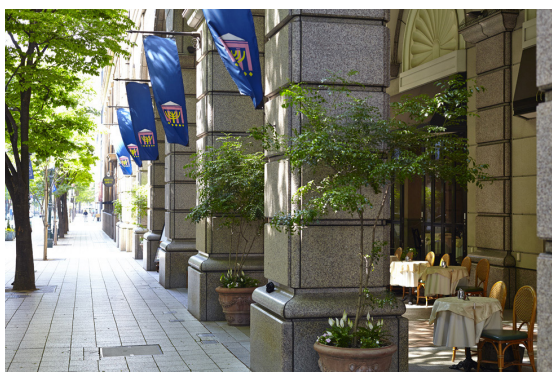
### POINT

大型のプランターに低木、宿根草、一年草をアレンジすることで季節感を演出しながら、立体的な緑化が可能です。道路や公共空間に面した40ℓ以上のプランターは緑地面積にカウントすることができます。

## 神戸らしい緑化事例



補助資材を使用した壁面緑化の例



プランターを使用した緑化の例



ハンギングによる緑化の例

## 【参考②】 条例に基づく緑化計画の概要

①建築物の緑化	必要緑地面積 135.0m <sup>2</sup>	建築面積の 5%(2,700m <sup>2</sup> ×5%)
②敷地の緑化	必要緑地面積 0m <sup>2</sup>	空地面積の 50%(0m <sup>2</sup> ×50%) ※空地面積=3,000m <sup>2</sup> ×(100-100)%



### ①建築物の緑化

場所	内容	緑地面積	備考
1. 屋上緑化	・地被	65.0m <sup>2</sup>	
2. 壁面緑化	・登はん型 (高さ 4m×延長 10m)×1.5	60.0m <sup>2</sup>	道路等の公共空間に面する場合 1.5 倍
計		125.0m <sup>2</sup>	※

### ②敷地の緑化

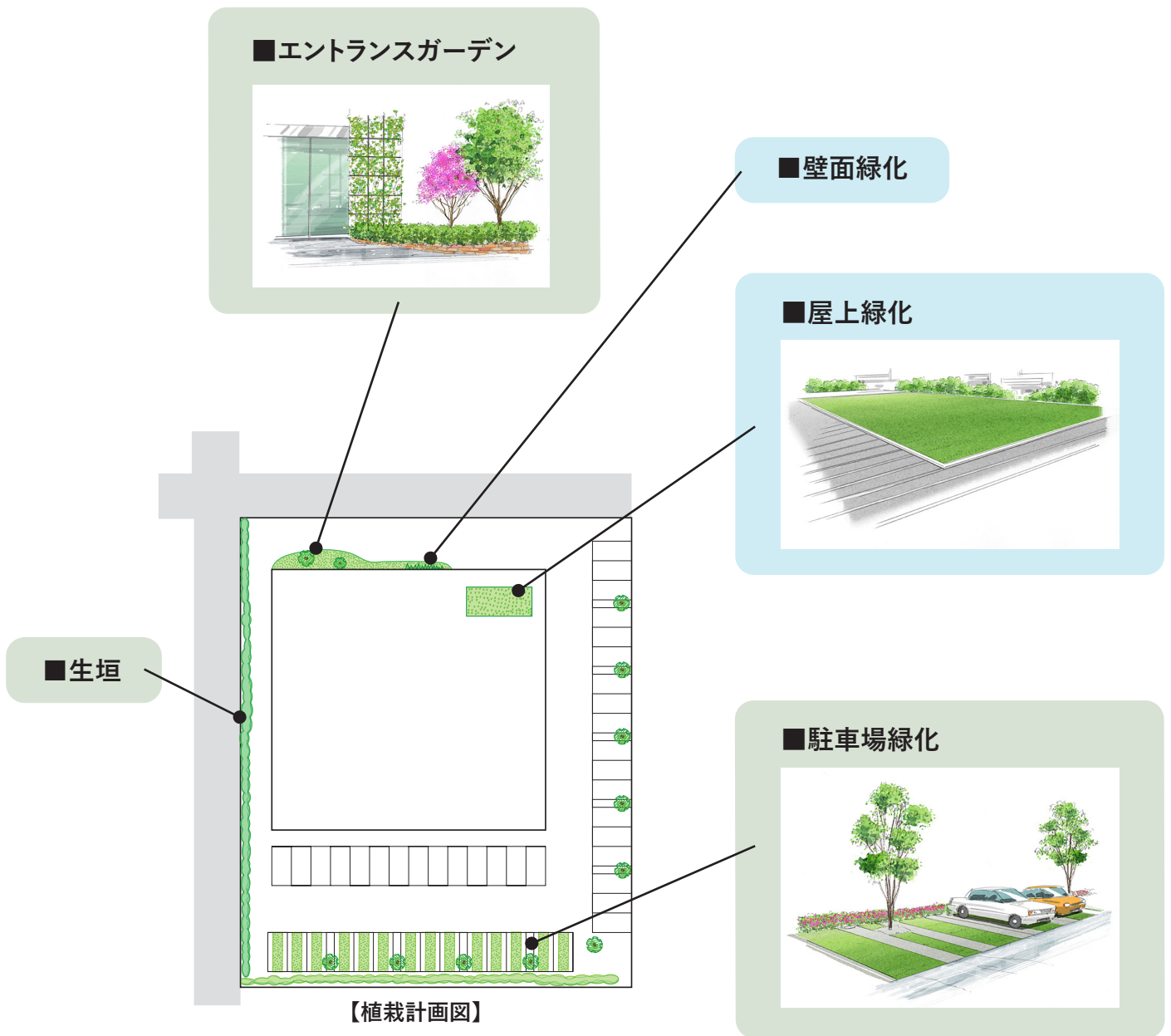
場所	内容	緑地面積	備考
1. プランター	・40ℓ (1m <sup>2</sup> )×10基	10.0m <sup>2</sup>	①建築物の緑化 へ振り替え

### ※建築物の緑化（振り替え後）

合計①+②		135.0m <sup>2</sup>	≧必要緑地面積 135.0m <sup>2</sup>
-------	--	---------------------	--------------------------------

事例3 郊外型ショッピングセンター

立地	郊外地（住宅エリア）				
用途地域	第一種中高層住居専用地域	容積率	200%	建ぺい率	60%
建築計画	店舗（新築）、平屋建て				
敷地面積	3,000m <sup>2</sup>	建築面積	1,000m <sup>2</sup>		



### ■エントランスガーデン

高木：ヤマボウシ

中木：コバノミツバツツジ

低木：アセビ、ムラサキシキブ

壁面：スイカズラ

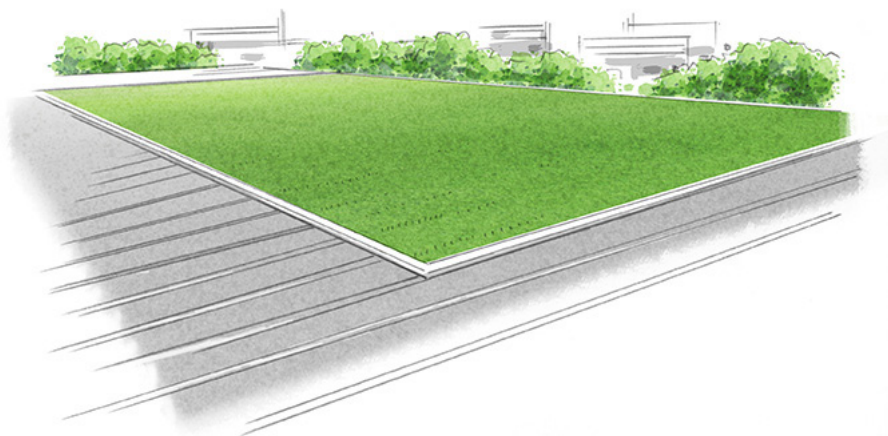


#### POINT

エントランス部分にミニガーデンを設けることにより、建物のイメージの向上につながります。ここでは、地域の風景になじんだ里山に見られる植物を用いました。

### ■屋上緑化（折板屋根の緑化）

セダム



#### POINT

大型店舗などに見られる折板屋根の建物でも、資材を用いることで屋上緑化が可能です。



## ■ 駐車場緑化

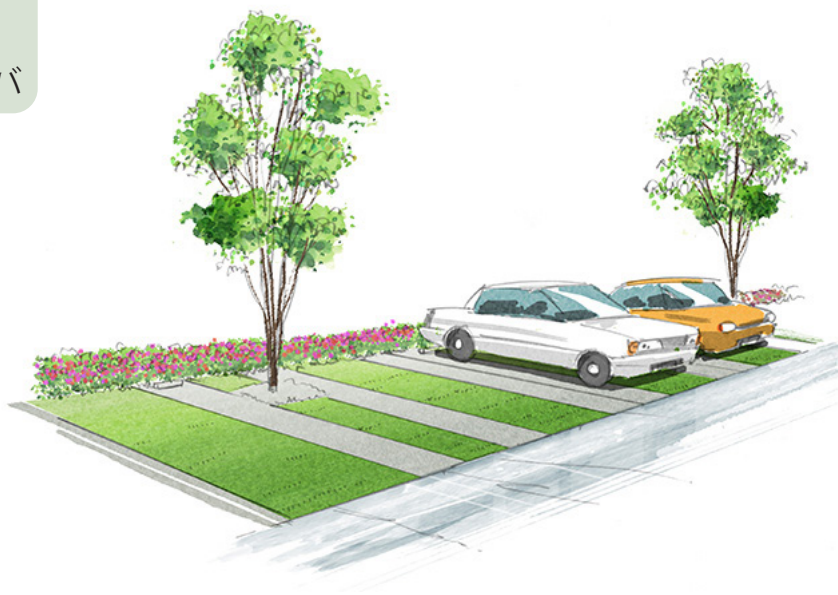
高木：シマトネリコ

低木：サツキ

グラスパーキング：コウライシバ

### POINT

駐車場を緑化する場合、高木の植栽と駐車場緑化を組み合わせることでボリュームのある美しい景観を創出できます。



## 神戸らしい緑化実例



エントランスガーデンの例



屋上緑化の例



グラスパーキングの例

### 【参考③】 条例に基づく緑化計画の概要

①建築物の緑化	必要緑地面積 50.0m <sup>2</sup>	建築面積の 5%(1,000m <sup>2</sup> ×5%)
②敷地の緑化	必要緑地面積 600.0m <sup>2</sup>	空地面積の 50%(1,200m <sup>2</sup> ×50%) ※空地面積=3,000m <sup>2</sup> ×(100-60)%



#### ①建築物の緑化

場所	内容	緑地面積	備考
1. 屋上緑化	・地被	40.0m <sup>2</sup>	
2. 壁面緑化	・登はん型 (高さ 4m×延長 2m) × 1.5	12.0m <sup>2</sup>	道路等の公共空間に面する場合 1.5 倍
計		52.0m <sup>2</sup>	≧必要緑地面積 50.0m <sup>2</sup>

#### ②敷地の緑化

場所	内容	緑地面積	備考
1. エントランス ガーデン	・高木 樹高 3m (8m <sup>2</sup> ) × 1本 ・中木 樹高 2m (3.8m <sup>2</sup> ) × 1本 ・地被	8.0m <sup>2</sup> 3.8m <sup>2</sup> 34.0m <sup>2</sup>	中高木と低木・ 地被との重複加 算可
2. 駐車場緑化	・高木 樹高 7m (30.1m <sup>2</sup> ) × 6本 樹高 5.5m (21.2m <sup>2</sup> ) × 4本 ・低木 ・ガラスパーキング 1区画 (12.5m <sup>2</sup> ) × 14台	180.6m <sup>2</sup> 84.8m <sup>2</sup> 24.0m <sup>2</sup> 175.0m <sup>2</sup>	ガラスパーキン グ：緑化率 50% 以上
3. 生垣	・延長 80m × 1.7m	136.0m <sup>2</sup>	
計		646.2m <sup>2</sup>	≧必要緑地面積 600.0m <sup>2</sup>

CHAPTER

## 第2章

# 緑化の計画にあたって

---

Guidelines for Planting Trees

- 第1節 緑化計画の考え方
- 第2節 神戸らしい緑化材料
- 第3節 緑地の維持管理
- 第4節 緑の支援制度・評価制度

# 第1節

## 緑化計画の考え方

### 1. 植栽地の条件、植物材料

緑化の計画にあたっては、緑化を行う敷地の条件を踏まえて植物を選ぶとともに、緑の豊かさが感じられる質の高い緑となるよう検討してください。

#### (1) 気象条件

- ・日照、降雨、潮風や寒風の有無等植栽する場所の気象条件を把握し、それらの環境に耐性のある植物を選ぶとともに、水やりや風対策等、環境の改善方法を検討してください。

#### (2) 植栽基盤

- ・一般的な植栽基盤は土壌です。樹木の生育は土壌条件の影響を受けます。植物の生育に適した土壌とは、適度に水分を保ち、水を通し、適度に有機物や栄養分等を含む土壌です。
- ・植物の根が無理なく伸長することができる土壌の厚みが必要です。植栽する植物が当面生育するのに必要な最低の客土厚に加え、その後の根の伸長を考慮した範囲の耕うん、土壌改良、客土を行ってください。
- ・地下水位が高い場合は、根腐れをおこす原因になるため、暗渠排水（地下に排水パイプを設置する）や透水性・通気性のある土壌に入れ替える（客土）などの対策を行ってください。
- ・条例に基づく緑化では、標準的な土壌厚、土壌改良資材の使用量を示しています。（p.78 参照）

#### (3) 灌水（水やり）

- ・緑地を良好に維持するためには、適切な灌水が必要です。特に植栽後や夏季においてはこまめな水やりが重要となるため、散水栓や必要に応じて自動灌水設備を設置してください。

#### (4) 植物材料の選び方

- ・植物は生き物です。植えた時が完成ではありません。「植えたとき以上に美しく育てる緑」を目指してください。
- ・樹木は生長して大きくなり、落ち葉や実を落としたりします。また、美しい花を咲かせるには日々の手入れも重要です。こういった点も考慮して緑化材料を検討してください。

#### ① 地形や気候等の植栽条件を確認しましょう。

- ・神戸の気候にあった植物を選ぶことはもちろん、建物の立地する地形や気候等の環境を考慮し、緑化計画を行ってください。
- ・同じ敷地内でも植栽する場所によって条件は異なります。水はけは良いか、水やりはできるか、日当たりや風通しはどうかを確認しましょう。
- ・条件の悪い場所は、土壌改良を行ったり、灌水装置を整備する等、植物が育ちやすい環境を整えてください。

**②観賞価値が高い植物を取り入れましょう。**

- ・花が咲く樹木や実がなる樹木、紅葉が美しい樹木、樹幹の色や模様が魅力的な樹木等、観賞価値が高い植物を積極的に取り入れてください。

**③緑化の目的や緑地の利用のしかた等を考慮してください。**

- ・建物を彩る緑、人がくつろぐ緑、見て楽しむ緑、生き物の生息場所になる緑、人が立ち入らない緑等、緑の目的や利用のしかたを考慮し、それぞれの目的を達成するためにふさわしい植栽を検討してください。

**④周辺の環境や景観との調和を図ってください。**

- ・神戸には六甲山、豊かな田園風景、海辺等多様な緑の環境があります。また、街路樹や公園の緑、市民の皆さんが管理している市民花壇等さまざまな緑が地域の景観を形成しています。
- ・身の回りでよく見られる樹木は、比較的良好に育ちやすく周辺の景観とも調和します。
- ・既存の緑の状況を把握し、これらと調和のとれた緑化計画を検討してください。

**⑤植物の生長を考慮してください。**

- ・植えた後の植物の生長を十分に考慮してください。植物によって、生長の早さが異なります。かなり大きく生長する高木や生育が旺盛なツル植物等を使用する場合は、将来の姿を想像し、管理が可能か検討してください。

**⑥維持管理の手間を想定しましょう。**

- ・美しい緑を維持するには費用や手間がかかります。維持管理にかけられるコストを想定して植栽を検討してください。特に建物の出入口周りの植栽は頻繁な管理を行い、屋上や建物の裏側はあまり手間をかけない等、メリハリをつける方法もあります。
- ・樹木には生長の速いものや遅いものがあります。遅いものを選ぶと剪定の頻度が比較的少なく管理できます。また、剪定に強い樹木、弱い樹木もありますので併せて検討してください。
- ・樹木には、冬季も葉をつけたままの常緑樹と、秋に葉を落とす落葉樹があります。落葉の問題から常緑樹が選ばれることがありますが、常緑樹も葉の入れ替えで葉は落ちます。樹木の性質を踏まえて選定してください。
- ・樹木には乾燥に強いもの、弱いものがあり、乾燥に弱い樹木は夏場に十分な灌水（水やり）が必要です。灌水計画、灌水設備とあわせて検討してください。
- ・病害虫に強い樹木を選びましょう。なお、病害虫については、採光・通風が悪いと発生しやすくなります。

**⑦生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物に関する注意**

- ・近年、特定外来生物による農業被害や生態系被害がますます深刻化し、また、特定外来生物以外の外来生物による生態系への影響も危惧されています。兵庫県では、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（平成 22 年 3 月）」を取りまとめ、県内において現在及び将来的に影響が大きい種を「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）（2010）」としてリスト化しています。また、神戸市においても、同様に「神戸版ブラックリスト 2015」をまとめています。
- ・原則としてブラックリストに掲載されている外来生物は使用しないでください。（p.45 参照）

## 2.地植え緑化

### (1) 緑化手法

#### ①立体的な緑化

- ・高木、中木、低木、地被植物、草花等を組み合わせて立体的な植栽となるように計画してください。

#### ②花壇による緑化

- ・草花による緑化には、植替えや灌水等、きめ細かな維持管理が必要です。年間を通じた維持管理計画を検討してください。(p.47 参照)
- ・全てを一年草で維持管理する方法の他、多年草や宿根草、低木等を活用して植え替え手間を抑える方法があります。

#### ③プランター等による緑化

- ・草花による緑化には、植替えや灌水等、きめ細かな維持管理が必要です。年間を通じた維持管理計画を検討してください。(p.47 参照)
- ・できるだけ道路等の公共空間から見える位置に設置してください。特に建物の出入口周りに設置することが効果的です。
- ・植栽内容の規定はありませんが、樹木、草花を組み合わせると効果的です。
- ・鉢、プランター等の素材にはテラコッタ(素焼き)、プラスチック製、樹脂製等があります。また、鉢、プランターのカバーも流通しています。周辺の景観と調和するものをお選びください。

#### ④植栽の配置

- ・できるだけ道路等の公共空間から見える位置に植栽を配置してください。

#### ⑤既存木・既存樹木の保存

- ・建築工事で保存する樹木の根を切らざるを得ない場合は、樹木が倒れないように支柱で支えることが必要です。根を切りすぎると生育不良になる場合がありますので気をつけましょう。
- ・移植する場合は、造園業等の専門家に相談しましょう。移植が難しい樹木もあります。一般的に移植前に「根回し」という作業が必要であり、移植までに一定の期間を要します。

### (2) 植栽基盤(土壌)

- ・植栽予定地の土壌を調査し、植栽にあたっては、調査結果に応じて土壌改良や客土(土の入れ替え)等を行うことが必要です。
- ・土壌の物理的性質の診断項目として、保水性、透水性、通気性等があります。化学的性質として、pH(水素イオン濃度指数)、有機物・全窒素量、石灰・リン酸等があります。
- ・建設ガラや石がたくさん混じる土壌も植栽には適しませんので、このような土壌の場合は、客土による土の入れ替えが必要です。
- ・なお、神戸市には神戸層群、大阪層群という水はけの悪い地層が広く分布しているため、標準的な植栽基盤として、マサ土を客土し、土壌改良資材を混合することをおすすめします。
- ・条例に基づく緑化においては、標準的な植栽基盤、土壌厚、土壌改良資材を示していますので、p.78を参照してください。

## 3.壁面緑化

壁面緑化は、多くの人の目に付きやすく、周辺の環境や景観の向上に効果があります。可能な限り周辺道路から見通せる位置に緑化してください。植物の種類は、環境に合った観賞価値が高いものを選び、早期に目標の範囲を緑化できるよう維持管理を行ってください。

### (1) 緑化手法

- 壁面の自然環境は、屋上の人工地盤と類似していますが、路上や外部からよく見えるので、景観上、より重要な場所であると言えます。また、緑化面の向きによる、日照、雨水供給、風等の環境条件に留意する必要があります。
- 壁面緑化では、「吸着してよじ登る」「からまってよじ登る」「垂れる」等の生育特性を利用したツル植物を用いた緑化方法が一般的です。プランターの設置、壁面に装置を設置して植物を植え込む等の方法もあり、植物の生育特性を考慮し、その建築物に適した緑化手法を用いてください。

### ■壁面緑化の主な手法とその特徴

種類	補助資材	主な植物材料	特徴	緑被スピード
①登はん型	なし	ツル植物 (付着盤型、付着根型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストが安い</li> <li>維持管理手間が少ない</li> <li>金属やコンクリート等平滑な壁面では登はんしにくい。</li> <li>建物の壁面に緑化植物による影響を受ける。</li> <li>強風や自重により剥落することがある。</li> </ul>	遅
	金網、ワイヤー等	ツル植物 (巻きひげ、巻きツル型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠性を演出することができる。</li> <li>時間がたつと、上部が密、下部が疎となりやすい。</li> <li>早期に壁面全体を覆うために定期的な誘引が必要。</li> </ul>	中
	金網+ヤシ繊維マット	ツル植物 (全てのタイプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠性を演出することができる。</li> <li>複数の種類のツル植物を組み合わせることによって壁面全体を覆いやすくできる。</li> <li>緑化植物による建物への影響を減らすことができる。</li> </ul>	中
②下垂型	なし	ツル植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>強風や自重により植物が擦り切れることがある。誘引により固定する必要あり。</li> <li>建物上に人工地盤、プランター等による植栽基盤を設ける必要がある。そのため、耐荷重に対する考慮も必要。</li> <li>その他の特徴は、登はん型に準じる。</li> </ul>	遅
	金網、ワイヤー等	ツル植物 (巻きひげ、巻きツル型)		中
	金網+ヤシ繊維マット	ツル植物 (全てのタイプ)		中
③基盤造成型	プランター、パネル、ポケット、マット、シート等	補助資材により様々な植物材料を使用することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地面に直接植栽できない場所においても緑化が可能。</li> <li>緑化完了時に全面を緑化することができ、意匠性が高い。</li> <li>自動灌水システムが必須。</li> <li>緑化資材、灌水システム等の点検が必要。</li> <li>植物材料により定期的な植替えが必要。</li> </ul>	早

(参考)「知っておきたい壁面緑化のQ&A」鹿島出版社  
「壁面緑化ガイドライン」東京都

### (2) 植栽基盤

- 壁面緑化の植栽基盤の種類としては、自然地盤(露地植え)、人工地盤(プランター、コンテナへの植え付け等)、壁面基盤(シート、マット状の基盤や、ポット等を壁面に取り付けたもの)があります。壁面緑化の手法それぞれに適した植栽基盤を選ぶ必要があります。
- 登はん型や下垂型の壁面緑化の場合、十分な良質の土壌がないと広い範囲の面積を覆うことはできません。特に人工地盤では、壁面1m<sup>2</sup>あたり50ℓ以上の土壌が必要であるといわれています。

### (3) 灌水(水やり)

- ・特に、壁面に植栽基盤を設ける場合は、土壌の厚さが限られる上、地下からの水分の補給が期待できません。また、日照や風の影響を大きく受けることから乾燥しやすいため、人工的に灌水を行い乾燥を防ぐことが必要です。灌水をタイマーでセットできる自動灌水装置やしみだしパイプ等を用いると維持管理の手間が抑えられます。

### (4) 登はん・下垂補助資材

- ・ツル植物による緑化方法においては、植物がより早く壁面を覆うことができるよう環境を整えることが重要です。ツル植物の特性と、それに適した補助資材を組み合わせた計画を立てましょう。ツル植物の特徴については、p.43を参照してください。
- ・付着根型や付着盤型のツル植物は、補助資材を使用しなくても登はんしますが、壁の表面に凸凹あるいは誘導する目地のようなものがあれば効果的です。壁に植物が張り付くことによる影響を避けるためには、補助資材を使用してください。下垂させる場合も同様です。

#### < 補助資材の材質 >

- ・登はん補助資材には、金網のような線材を格子状に組み合わせたものやワイヤー等が使用されます。登はんを促すためには、熱を受けるのを避けるためになるべく細い線材を用いるのが望ましく、また、線材に突起や波付き等の引っ掛かりを設けたり、ヤシ繊維マット等の面的な補助資材と組み合わせると、より登はんを促す効果が高まります。
- ・金網等の登はん補助材を壁面に設置する場合には、壁面より3cm以上離して壁面の輻射熱の害を直接受けないようにします。
- ・登はん、下垂補助資材は長期にわたって使用されるものです。また、メンテナンスが難しい場合が多いので、使用する材質は強度と耐久性が要求されます。一般的に使用される材質としては、ステンレス鋼線、アルミ被覆鋼線、亜鉛メッキ鉄線、ビニール被覆亜鉛メッキ鉄線等があります。またメンテナンスの容易な場所では、線材以外に木材や竹材、プラスチック製の竹、天然素材のへゴ等の資材も使用されます。

#### 参考

#### ■ ツル植物分類別登はん補助資材の特徴

	壁面自体						面的資材				格子状資材					線状資材							
	ガラス等	コンクリート	タイル等	金属	木材	自然石・レンガ積み	軽量ブロック積み	塗装面	パンチングメタル	へゴ材・木材	ヤシ繊維マット	不織布	熔接金網	エキスパンドメタル	ひし形金網	樹脂防球ネット	木製ラチス等	竹垣等	金属線材	ロープ等	金属棒材	へゴ・木・竹材	
ツル植物の分類																							
付着盤型		○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△				△	○
付着根型		○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△				△						○
巻きひげ・巻き葉柄型													○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
巻きツル型													○	○	○	○	○	○		●	●	●	●
下垂型													△	△	△	△	△	△					

●誘引結束が必要

(参考)「日本一かわいい屋上・壁面緑化」(株)エクスマレッジ、「知っておきたい壁面緑化のQ&A」鹿島出版社

#### ■ 補助資材の例

##### ① 金網、ワイヤー等(登はん型)

- ・巻きツル型のツル植物の登はんを促します。
- ・植物の登はんは、3m程度で、それ以上はワイヤーや金網、ネット等の登はん補助資材が必要です。



## ②金網 + ヤシ繊維マット（登はん型）

- ・ワイヤー、金網等とヤシマットを併用することで、登はん型ツル植物での壁面緑化を効率的に行うことができます。

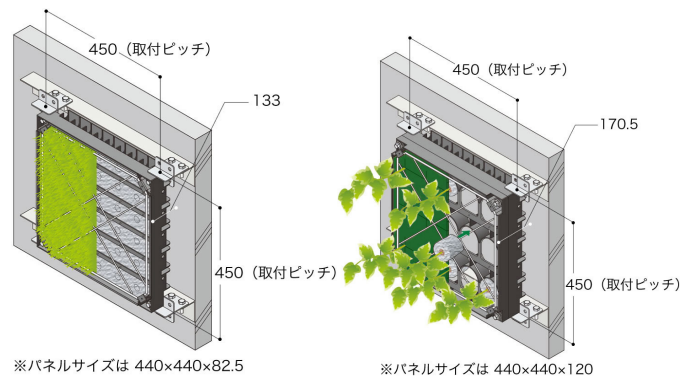
（出典※1）



## ③パネル（基盤造成型）

- ・パネルを用いて壁面に植栽基盤を設置し、芝生や地被植物、ポット苗で緑化を行うシステムです。

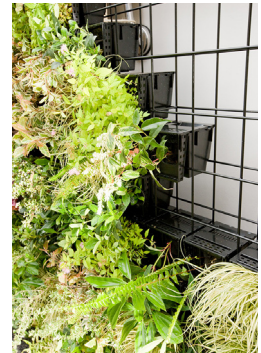
（出典※1）



## ④プランター（基盤造成型）

- ・ワイヤーメッシュに専用プランターを設置します。通常のプランターと同様のデザインや多様な植物の植栽が可能です。

（出典※2）



## (5) 植物材料

- ・壁面緑化では外的環境が厳しく、また、人の目につくことから、植物特性を十分に考慮して使用する植物を選びましょう。(p.43 参照)

### < 植物の選択にあたり留意する点 >

- ・生育旺盛で面的な被覆が早いこと。
- ・植物の形姿、緑化状態が美しいこと。

## 4.屋上緑化

建物の屋上を緑化する方法です。過密化する都市に緑の空間を作る有効な手段の一つです。屋上緑化を行うことで、建物への日射熱の影響を抑えることから、建物自体の省エネルギー効果もあります。建物という人工地盤の上に植物を植えるので、地面に植える以上に留意する必要があります。建物の寿命や建築構造によって緑化方法が限定されます。建築物そのものに対する注意も必要です。

### (1) 建築に関する留意点

#### ①積載荷重

- ・屋上緑化は新設の建築物だけでなく、既設の建築物も緑化可能ですが、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧、水圧、地震等に対して、建築物の構造上の安全性を確保した上で計画を行います。
- ・構造計算に用いる積載荷重は、建築基準法施行令第 85 条で定められており、新設構造物では植栽荷重（樹木・土壌・排水層）を建築物の固定荷重の一部として組み込みます。
- ・一方、既設建築物では、植栽荷重が設計積載荷重を超えないよう注意する必要があります。

#### ②防水・防根

- ・屋上緑化の場合、防水については通常の建築物以上に注意が必要です。
- ・屋上に土を盛ると防水層をやりかえることは難しいため、衝撃吸収層等による防水層の保護や耐用年数の長い防水層の選択等を検討してください。
- ・植物の根の伸長は防水層を破断して漏水の原因となったり、コンクリート亀裂へ進入してコンクリートを破壊する恐れがあるため、防根層も設けます。

■防根シートの例



(出典※1)

#### ③排水

- ・地上部のように地下に水が浸透しないため、水がたまることによって植物が根を傷め枯死する可能性があります。水を速やかに排水できるように、建築面に勾配を設けたり、常設の植樹柵に水抜き穴を設けることが必要となります。
- ・外部に露出している場合、排水ドレインが落葉等で詰まることがあります。頻繁に点検・清掃できるような仕組みにしてください。
- ・近年は短時間に猛烈な雨が降ることもあるため、オーバーフローを前提とした計画が望まれます。また、壁を伝って落ちてくる水にも注意が必要であり、壁際等の部位にあらかじめ排水経路を確保するようにしてください。
- ・排水溝口に土や落ち葉がつかまらないようにカバーをします。

■排水口カバー



(出典※2)

#### ④その他

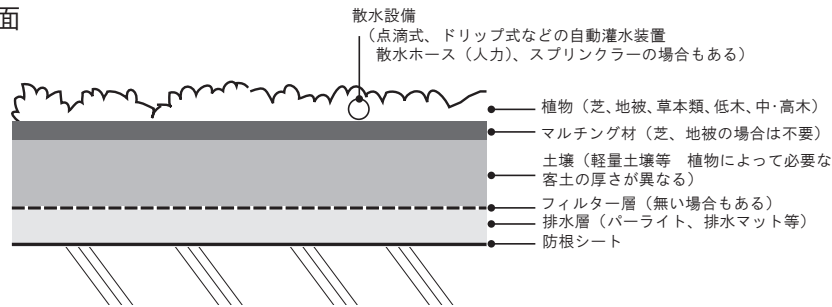
- ・屋上には、床面から高さ 1.1m 以上の転落防止柵の設置が必要です。また、物の落下防止にも十分配慮してください。
- ・高木等を植栽する場合には、周辺隣地に日照の阻害等、悪影響を及ぼさないよう配慮してください。
- ・建築物の屋上等植栽する場所によっては樹木の大きさや資材の搬入方法に制限を受けるため、階段や出入口の寸法についても緑化計画と合わせて検討してください。
- ・コミュニティの場として庭園型の屋上緑化を行う場合は、出入口の段差解消等バリアフリー等への配慮も行ってください。

## (2) 緑化に関する留意点

### ①緑化手法

- 標準的な屋上緑化の断面は、押えコンクリートの上に防根シートを敷設し、排水基盤を設置し、その上に土壌の流出防止と排水管の目詰り防止のためのフィルター層を設けます。
- 一般的に土壌は軽量土壌等を使います。客土の厚さは植物種類によって異なりますが、生育のための必要な土壌を整備します。
- 表層を芝生や地被類で覆わない場合は、乾燥や雑草防止のためにマルチング材でカバーします。

#### ■一般的な屋上緑化の断面



#### a. 従来の緑化

- 植物の生育が可能な厚さの植栽基盤を確保した手法です。
- 新築の建築物等で積載荷重が十分確保できる場合に適します。
- デザインの自由度が高く、庭園、菜園、ビオトープ空間等多様な緑化計画を立てることが可能です。

#### b. 薄層型

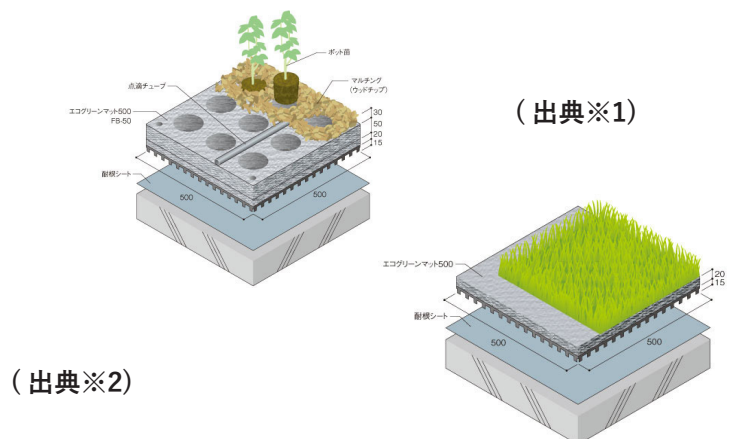
- 積載荷重が厳しい既存の建築物の屋上や傾斜屋根を緑化するため植栽基盤を薄くした工法です。
- 排水層や自動灌水装置等がセットになったシステムもあります。
- 乾燥に強い芝や地被植物が一般的ですが、草本類に対応できるものもあります。

#### c. システム型

- 施工が容易です。
- 植栽基盤の厚さが薄く、軽量化を図ることができ、既存の建築物の緑化に適します。
- 基盤を薄くするため灌水等の維持管理作業が必要になります。

#### ■システム型の例

専用のマットやユニット型のパネルを組み合わせ、設置が簡易な屋上緑化システムもあります。



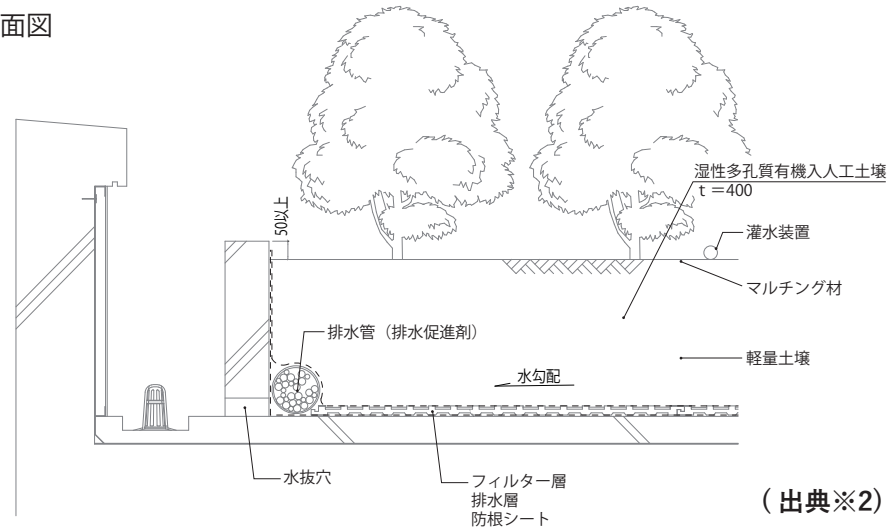
#### d. 容器型

- ・コンテナやプランター、ウォール等で囲った容器に土壌を入れ植栽基盤とし、単独もしくは複数個を組み合わせ、簡易に緑化を図る工法です。
- ・他の緑化工法と組み合わせることによって既存の建築物の上にも変化のある緑化を図ることができます。

#### ②植栽基盤

樹木を植栽する場合は、荷重等に配慮しながら人工地盤を整備します。

#### ■一般的な積層型緑化の断面図



#### a. 荷重

- ・植栽基盤の荷重の計算には湿潤重量を用います。

#### b. 土壌

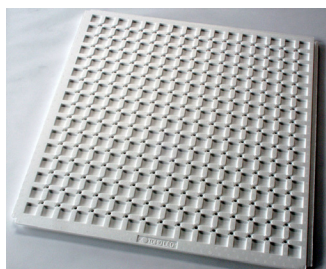
- ・建築物緑化で使用される土壌には、自然土壌、改良土壌、人工軽量土壌があります。それぞれの土壌の特性には違いがあるため、建築物の荷重限度や対象となる空間の条件にあった土壌を選択することが重要です。
- ・一方、植物によって生育可能な土壌の厚さが異なるため、植物が生長・維持できる厚さを確保することも大切です。
- ・植物体を支持し、植物の良好な生育を望むには土壌厚を十分にとる必要があります。しかし、積載荷重条件に制限のある人工地盤上では土壌厚が制限されるため、生育可能な植物も限定されます。
- ・自然土壌は植物の生育に優れていますが、比重が大きいため積載荷重条件の厳しい既存の建築物等では耐荷重、施工性のデメリットがあります。人工軽量土壌等を用いて植物に適した土壌厚を確保する方法もあります。このように緑化空間に適した植栽基盤構成の検討を行うことが重要です。

#### c. 排水層

- ・建築物緑化の植栽基盤の大半はコンクリートや樹脂製コンテナ等で囲まれ、地上部のように余分な水分が地下に浸透することはありません。
- ・過剰な水分は植物の根を傷め、植物が枯死するため、排水層の確保が必要になります。また、これらの排水層にたまった水が速やかに排水するよう、暗渠排水を設けます。

- ・ 土壌と排水層を分けるために間にフィルターを敷設します。

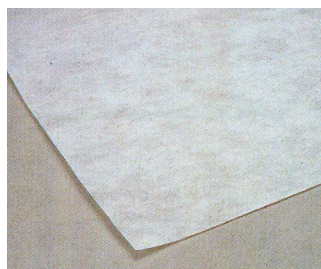
■排水ボード、シートの例



■排水管（排水促進剤）の例



■フィルター層の例

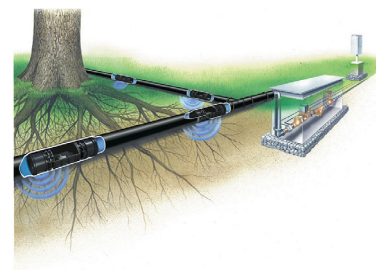


(出典※2)

### (3) 灌水(水やり)

- ・ 屋上緑化の植栽基盤は土壌の厚さが限られる上、地下からの水分の補給が期待できません。
- ・ さらに、日照や風の影響を大きく受け乾燥しやすいため、人工的に灌水を行い乾燥を防ぐことが必要になります。灌水をタイマーでセットできる自動灌水装置やしみだしパイプ等では維持管理作業の省略・水の節約が可能となります。

■灌水装置の例



(出典※2)

### (4) 風対策

- ・ 屋上は、風の影響を大きく受けます。植物が健全に生育できるように、壁や防風ネット等による風速の軽減、支柱による樹木の倒れ防止、植物やマルチングによる土壌の飛散防止や乾燥防止等の対策が必要です。
- ・ 根の活着の促進、風による倒伏防止のために、植栽する樹木を支柱やワイヤーで固定します。土壌厚が十分にある場合は、通常の木製支柱でも良いですが、土壌厚が十分でない場合は、根鉢を地中で固定する地下式支柱を用いたり、立ち上がり壁等にワイヤーで固定する等します。コンテナ型の緑化の場合は、容器と根鉢を固定します。
- ・ 風の強い場所では耐風性や耐乾燥性のある樹木を選びます。

■地下支柱の例



(出典※2)

■マルチング材の例



(出典※2)

## (5) 植物材料

- ・屋上は外的環境が厳しいことから、植物の特性を考慮して、それぞれの空間の環境や緑化目的にあった植物の選定が必要となります。

### < 植物の選択にあたり留意する点 >

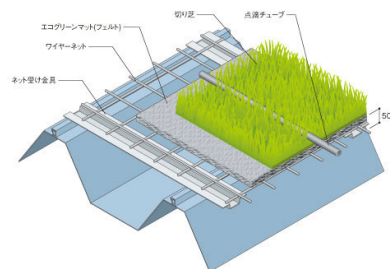
- ・風の影響を受けやすいため、枝の折れやすい(風害に弱い)樹木は避けることが望ましいです。
- ・乾燥に強い植物は比較的手間がかかりません。
- ・生長が早い樹木は、水の吸収が多いため、比較的管理の手間がかかります。屋上緑化では、生長が遅く、浅根性で根が細かく張る樹木が望ましいです。
- ・葉の大きな木は落葉した葉が排水孔につまりやすいため、管理に注意が必要です。
- ・落葉樹は同時期に大量の葉が落葉し、階下に落下したり、排水孔がつまりやすくなるため、管理に注意が必要です。
- ・大型の竹類等は、根がコンクリート面の劣化した場所を破壊する可能性があるため、防根等に十分な注意が必要です。

## 5. 屋根緑化

- ・屋根の緑化は屋上緑化に準じます。
- ・屋根には勾配があり、乾燥しやすくなっています。日常的な管理が難しいため、屋上緑化に比べより管理に手間がかからない植物の選定や自動灌水装置の設置が必要です。

### ■ 折板屋根緑化システムの例

- ・折板屋根に設置できる金網ネット、植栽基盤、灌水装置がセットになったシステムです。



(出典※1)

イラスト・写真の出典：山崎産業㈱(※1)、㈱東邦レオ(※2)

## 第2節 神戸らしい緑化材料

### 1.神戸らしい緑化材料（監修：神戸市造園協会）

- ・神戸の風景や環境に調和した美しい緑化を実現するために、使用する樹木や花等の植物、プランター等の資材についても、神戸らしさを演出する緑化材料を使用してください。
- ・ここでは、一般的に流通している植物、比較的丈夫で管理のしやすい植物を中心に紹介しています。
- ・これらの植物材料は一例ですので、実際には複数の条件を組み合わせながら、これ以外にも多様な植物の活用を検討してください。

#### (1) 神戸の気候や地形にふさわしい植物

##### ①海辺の気候や風景に適した植物

- ・海岸沿いで潮風が気になる場所では、比較的潮に強い植物をおすすめします。

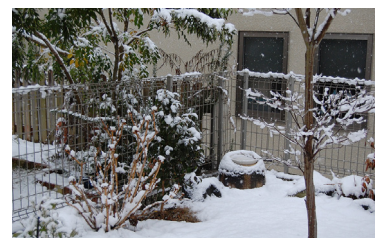


##### 【おすすめの植物】

高木	クロマツ、ヤマモモ、ウバメガシ、ヒメユズリハ、オオシマザクラ、モチノキ、サンゴジュ、サルスベリ、オリーブ、ゲッケイジュ、ヤシ類(ビロウ、ワシントンヤシ、カナリーヤシ、トウジュロ等)、センダン、ラカンマキ
低木	シャリンバイ、トベラ、グミ類(ナワシログミ、アキグミ等)、ハマヒサカキ、ハマゴウ、ハマナス、タニウツギ類(タニウツギ、ハコネウツギ等)、マユミ、ツバキ類(ヤブツバキ、カンツバキ等)、ヒラドツツジ、ハマビワ、アジサイ類、ソテツ、ローズマリー
地被	ハイビヤクシン、ツワブキ、タイトゴメ、アガパンサス、ゼラニウム、ノジギク、ハマヒルガオ、ハマユウ、ユリオプスデージー、ラベンダー(ツル植物)イタビカズラ、オオイタビ、スイカズラ、ヘデラ類

##### ②積雪に強い植物

- ・北区等で積雪の多い場所では、寒さに弱い植物は避けてください。



##### 【おすすめの植物】

高木	ジュンベリー、アオダモ、ウツギ、ウメ、エゴノキ、サクラ類、カリン、キャラボク、コブシ、ナツツバキ、ドイツトウヒ、トウカエデ、ハナカイドウ、ベニバナトチノキ、ヒイラギ、モチノキ、ハクウンボク、ハナミズキ、ヤマボウシ、プンゲンストウヒ
低木	ガクアジサイ、ガマズミ、ニシキギ、オウバイ、オオデマリ、コデマリ、アオキ、カルミア、サラサドウダン、サンシュユ、シモツケ、ジンチョウゲ、タニウツギ類、ドウダンツツジ、トサミズキ、ニシキギ、ハナズオウ、ヒイラギナンテン、サツキ、コトネアスター、イヌツゲ、ボケ、ヤマハギ、ユキヤナギ、コデマリ、ヤマブキ、レンギョウ、ムラサキシキブ、マサキ

地被	アジュガ、シバザクラ、ジャーマンアイリス、ダイアンサス類、ハイビヤクシン、フッキソウ、ヘメロカリス類、ホトギス類、ミヤギノハギ、コグマザサ、ムスカリ類、ラベンダー類(ツル植物) ナツツタ、スイカズラ、ヘデラ類、ツキヌキニンドウ、ツルバラ
----	--

### ③日陰で育つ植物

- ・道路に面した建物の北側等では、日陰に強い植物は育ちますが、建物の中庭等日陰で風通しの悪い場所は、どんな植物も育ちにくい条件です。
- ・風通しの悪い場所は害虫が発生しやすくなりますので注意してください。



#### 【おすすめの植物】

高木	アスナロ、カクレミノ、カヤ、ソヨゴ、ヒイラギ、ヤブツバキ
低木	アセビ、アオキ、ナギイカダ、ヒイラギナンテン、ヒサカキ、マンリョウ、ヤツデ、ナンテン
地被	ユキノシタ、ツワブキ、フッキソウ、ハラン、ヤブラン、リュウノヒゲ、トクサ、ノシラン、ヤブソテツ、クラマゴケ、ヘデラ類(ツル植物)

### ④乾燥に強い植物

- ・乾燥する場所、灌水ができない場所では、比較的乾燥に強い植物を選びましょう。

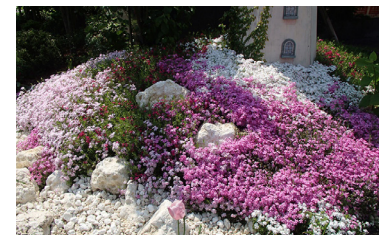


#### 【おすすめの植物】

高木	ヤマモモ、コナラ、ウメ、フェイジョア、サルスベリ、クロマツ、アカマツ、オリーブ、ウバメガシ、ネズミサシ、ビロウ、モミ、ユーカリ類、ソテツ
低木	アセビ、シモツケ、アベリア、ハギ、ボケ、セイヨウニンジンボク、シャリンバイ、グミ類、ハギ類、トベラ、ハマヒサカキ、ブッドレア、マサキ
地被	ハイビヤクシン、ハツユキカズラ、アサギリソウ、シロツメクサ、シバザクラ、ヒメツルソバ、ヒューケラ、リュウノヒゲ、アジュガ、セダム類、アガパンサス、イチハツ、オウバイ、ジャーマンアイリス、ハマギク(ツル植物)ヘデラ類、イタビカズラ、オオイタビ、ツキヌキニンドウ

### ⑤斜面地に適した植物

- ・神戸は傾斜地が多く、建物の周辺の斜面地に植栽するケースも多くなっています。
- ・斜面地では水や土が流出しやすいので、土留めや雨水排水対策等を検討してください。
- ・斜面地では、できるだけ管理の手間の少ない植物を検討してください。
- ・樹木を植栽する場合は、シガラ等の土留め対策をしてください。





### 【おすすめの植物】

高木・低木	(シガラ等の土留め対策を行う。)
地被	タマリユウ、イワダレソウ、ヒメツルソバ、マツバギク、シバザクラ、イブキジャコウソウ、クリーピングタイム

## (2) 緑地の利用に適した植物

### ①都心の商業地等で景観のシンボルとなる樹木

- ・高木を景観のシンボルとする場合は、樹形が美しく、大きく育つ樹木を選びます。
- ・これらの植物は大きく生長するので、狭い場所や狭い間隔での植栽を避け、十分に生長できるスペースを確保してください。

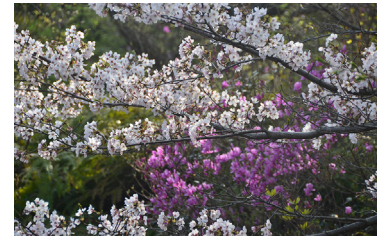


### 【おすすめの植物】

高木	ケヤキ、クスノキ、ソメイヨシノ、クロガネモチ、メタセコイア、シラカシ、シマトネリコ、イロハモミジ、エゴノキ、カツラ
----	---

### ②花の咲く樹木・紅葉等の楽しめる樹木

- ・道路沿い等たくさんの方が目にする場所は、花や紅葉等を楽しめる樹木を植えることで、季節感を演出することができます。
- ・落葉等清掃や剪定等の作業についても考慮して植栽してください。



### 【おすすめの植物】

高木	ソメイヨシノ、ハナモモ、イロハモミジ、ハウチワカエデ、カツラ、モミジバフウ、コナラ、トウカエデ、ネムノキ、サルスベリ、ライラック、トキワマンサク、ハナズオウ
低木	セイヨウニンジンボク、オオデマリ、トサミズキ、エニシダ、オタフクナンテン、コデマリ、キンシバイ、ジンチョウゲ、ムクゲ、ヤマブキ、ドウダンツツジ、ニシキギ、アジサイ

### ③木陰や癒しの空間を創出する緑

- ・心地よい緑陰をつくる高木を植栽することで、癒しの空間を生み出すことができます。
- ・植栽にあたっては、樹木が生長できるスペースを確保してください。



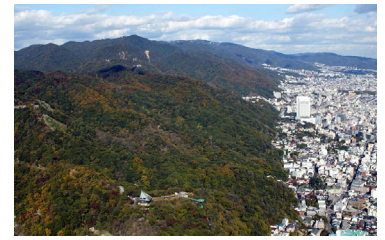
### 【おすすめの植物】

高木	ハルニレ、ケヤキ、アメリカフウ、カツラ、トチノキ、ハンカチノキ、ボダイジュ、エゴノキ、イロハモミジ、アオダモ、ジュンベリー、センダン、ユリノキ、ネグンドカエテ
----	---

### (3) 周辺の環境や景観との調和

#### ①六甲山のみどりをつなぐ緑

- 六甲山は神戸を代表する緑です。山の木を植栽することで六甲山の雰囲気建物を周辺にも取り入れることができます。



#### 【おすすめの植物】

高木	ウバメガシ、カクレミノ、クロマツ、コナラ、シラカシ、ソヨゴ、マテバシイ、ナナミノキ、モミジ類、ヤマボウシ、ウリハダカエデ、シロダモ、ヤマザクラ、マユミ、ウラジロノキ、ヒサカキ、ネズミモチ、クロモジ、マルハアオダモ、ヒイラギ、アカマツ、アラカシ、ヤブツバキ、コバノガマズミ、ネジキ、ヤマモモ、リョウブ
低木	アオキ、ウツギ、コバノミツバツツジ、ヤマツツジ、モチツツジ、コバノガマズミ、アジサイ、イヌツゲ、アセビ、ナワシログミ、ムラサキシキブ、ヤツデ

#### ②田園や里山の風景をつくる緑

- 田園や里山にある樹木を持ち込んで、郊外の田園風景を演出できます。



#### 【おすすめの植物】

高木	アラカシ、アオギリ、アオダモ、アカシデ、イロハモミジ、ウリハダカエデ、エノキ、エゴノキ、クヌギ、コナラ、クロモジ、コブシ、サルスベリ、センダン、ソメイヨシノ、タブノキ、ナツツバキ、ネムノキ、ハナミズキ、ヤマザクラ、モクレン、ヤマボウシ、リョウブ、ユリノキ、ロウバイ、ムクノキ、ソヨゴ
低木	イボタノキ、イヌツゲ、ウツギ、ガマズミ、カマツカ、キンシバイ、サラサドウダン、サンショウ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ドウダンツツジ、ナンテン、ニシキギ、ハコネウツギ、ハギ、ヤマツツジ、ヤマブキ、レンギョウ、モチツツジ、ムラサキシキブ

#### ③異国情緒の雰囲気を演出する緑

- 神戸港の開港により、様々な外国文化がもたらされました。旧居留地や北野異人館等では、現在でも往時の雰囲気を伝えています。
- これらの景観に配慮した植栽についても工夫してください。



## 【おすすめの植物】

高木	ジャカランダ、ネグンドカエデ「フラミンゴ」、サトウカエデ、アメリカザイフリボク、シラカバジャクモンティ「ドーレンボス」、キンポウジュ「スプレンドゥス」、ハンカチノキ、ハナモモ、ユッカ類、オリーブ、ゲッケイジュ、ローソンヒノキ、ユーカリ類
低木	セイヨウニンジンボク、マルメロ、サントリナ、ブッドレア、ローズマリー、エリカ、カルーナ、カルミア、フェイジョア、ラベンダー(地被)

### ④既存の緑や資源を考慮した緑化計画

- ・神戸市内には、約 13 万本の街路樹があります。また古木や大木は「市民の木、市民の森」に指定し大切に保全しています。
- ・神戸市民や各区で親しまれている樹木や花等が、市民の木・花、各区の木や花に指定されています。
- ・これらの既存の緑や資源等も、緑化計画の参考にしてください。



■街路樹 <https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/flower/gairoju/index.html>

### ・神戸市内の代表的な街路樹

樹種名	路線
イチョウ、クスノキ	フラワーロード(税関線)〔中央区浜辺通6丁目・加納町6丁目～生田町1丁目付近〕
クスノキ、ユリノキ	山手幹線〔東灘区岡本～灘区石屋川付近、中央区県庁前他〕
クロマツ	酒蔵の道(魚崎南町73号線)〔東灘区魚崎南町5丁目・4丁目付近〕 離宮道〔須磨区天神町1丁目・行幸町2丁目～離宮前町2丁目・桜木町3丁目付近〕
ソメイヨシノ	高尾線(桜のトンネル)〔灘区国玉通3丁目・4丁目～箕岡通3丁目・4丁目付近〕 山麓線〔長田区宮川町9丁目～須磨区前池町1丁目・飛松町1丁目付近〕
ケヤキ、クスノキ、イチョウ、イスノキ	旧居留地周辺〔中央区浪花町、明石町他〕
トウカエデ	北野坂(北野川線)〔中央区中山手通1丁目・加納町4丁目～北野町2丁目・3丁目付近〕

### ・街路樹によく使われている植物

高木	クスノキ、ケヤキ、イチョウ、トウカエデ、アメリカカフウ
中木	サザンカ、トウネズミモチ、ムクゲ、サンゴジュ、ウバメガシ
低木	ヒラドツツジ、アベリア、シャリンバイ、トベラ、スドウツゲ

■市民の木・市民の森 <https://www.city.kobe.lg.jp/a51321/kurashi/machizukuri/flower/josei/shiminnoiki.html>

市民の木 (全 44ヶ所 54本の一部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住吉川沿いのクロマツ(東灘区)</li> <li>・神前のクスノキ(春日神社境内(灘区))</li> <li>・相楽園のクスノキ(中央区)</li> <li>・都由乃森のエノキ、水の科学博物館のソメイヨシノ(兵庫区)</li> <li>・善福寺のイトザクラ、多聞寺のカヤ(北区)</li> <li>・神付の大スギ(素戔鳴命神社境内)、八多吉田邸のシンパク(北区)</li> <li>・白川の石抱きカヤ、離宮公園のクスノキ(須磨区)</li> <li>・洞養寺のクヌギ(垂水区)</li> <li>・顕宗仁賢神社のヒノキ(西区)</li> </ul>
市民の森 (全 28ヶ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保久良神社、弓弦羽神社(東灘区)</li> <li>十善寺、大土神社、河内国魂神社、敏馬神社(灘区)</li> <li>妙光院、筒井八幡神社、生田神社、湊川神社(中央区)</li> <li>祥福寺、真光寺(兵庫区)</li> <li>瑞宝寺公園、田尾神社、若宮神社、唐櫃石神社、大歳神社(北区)</li> <li>長田神社、池田祇園神社(長田区)</li> <li>禅昌寺、妙法寺、離宮道、綱敷天満宮、諏訪神社、厄除八幡神社、須磨浦公園(須磨区)</li> <li>海(綿津見)神社(垂水区)、若宮神社(西区)</li> </ul>



■市民の花・木、各区の花・木

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/about/energy/symbol.html>

市民の花	アジサイ			
市民の木	サザンカ			
各区の木、 花など	東灘区	梅、ペゴニア	北区	スズラン
	灘区	桜、マリーゴールド	長田区	ハナミズキ、サルビア
	中央区	ペチュニア	須磨区	コスモス
	兵庫区	パンジー	西区	ナデシコ

(4) 屋上緑化に適した植物

- ・屋上に植栽する場合、防風対策や軽量土壌等による基盤整備を行えば、ほとんどの植物は植えることができます。
- ・生育環境は厳しい状況にあるため、次の点に留意して植物材料を検討してください。
  - （日当たりは良いが風が強く、乾燥しやすい。
  - （土壌厚が薄く根が張りにくい。
  - （大きく生長して荷重の負荷が大きくなる樹木は避ける。
  - （屋上への植物の搬入経路の確保が必要である。

### ①屋上緑化に適した植物（人が入る場合）

- ・ 植栽に必要な人工地盤を整備し、屋上ガーデンとして、ボリュームのある緑を配置することで、季節感を楽しめる癒しの空間を創出することができます。



#### 【おすすめの植物】

高木	シマトネリコ、エゴノキ、ハナミズキ、ハクモクレン、オリーブ、ゲッケイジュ、ヤマモモ、ライラック、レッドロビン
低木	アジサイ、ユキヤナギ、サツキ、ヒラドツツジ、ニシキギ、ピラカンサ、コデマリ、ビヨウヤナギ、ボケ、レンギョウ、オタフクナンテン、ローズマリー
地被	アガパンサス、ギボウシ、タイム、ヤブラン、リュウノヒゲ、ひめの芝

### ②屋上緑化に適した植物（人が入らない場合）

- ・ 人工地盤を整備できない屋根や建物の構造の場合、薄層型の軽量の緑化システムを用いることで地被類による屋上緑化が可能です。



#### 【おすすめの植物】

地被	セダム類（常緑キリンソウ、メキシコマンネングサ等）、オオバジャノヒゲ
----	------------------------------------

### ③屋上緑化におすすめしない植物

- ・ コケマットは、灌水なしでメンテナンス不要といわれていますが、枯れたり、黒ずんだりしてうまく育たないことが多いようです。
- ・ 高木の植栽は可能ですが、プラタナスやケヤキ等巨木化する樹種は避けてください。

## (5) 壁面緑化に適した植物

### ①登はん型の植物を用いる場合



## ■登はん機能によるツル植物の分類

登はん型	登はんの特徴	代表的なツル植物
付着盤型 (吸盤型)	巻きひげの先端細胞による付着。付着力は強い。透明ガラスや表面の滑らかな金属などには付着しない。	ナツツタなど
付着根型	付着力は種類によって大差があり。下垂枝はほとんど付着しない。	ヘデラ類、オオイトビ、ノウゼンカズラ、テイカカズラなど
巻きひげ型	巻きひげの形態は千差万別。接触刺激によって巻き付き運動を起こす。太い枝などには巻きつかない。	ブドウ、トケイソウ、ヘチマ、カラスウリ、ツリガネカズラなど。
巻き葉柄型	長く伸びた葉柄が接触刺激によって巻きつく。	テッセン、カザグルマなど
巻きツル型	ツルや幹、枝など、らせん状に巻きつく。	フジ、ムベ、サネカズラ、アケビ、クズ、アサガオ、キウイなど

(参考)「新・緑空間デザイン技術マニュアル」(都市緑化技術開発機構)

## ■代表的なツル植物とその特徴

	植物名	付着形式	花	被覆速度	下垂	耐陰	耐乾	耐寒	耐潮	被覆状態の特徴	特記事項
常緑	イタヒカズラ	付着根	△	普通	○	○	△	△	○	全面密	付着力強
	オオイトビ	付着根	△	遅い	○	△	○	×	○	全面密	付着力強
	カロライナジャスミン	巻きツル	○	速い	△	△	○	△	×	下部が疎になりやすい	花に微香あり、暖地好む
	キツタ(フユツタ)	付着根	×	普通	○	○	○	○	○	全面密	
	クレマチス・アルマンディー	巻き葉柄	○	普通	○	○	△	○	△	下部が疎になりやすい	花に芳香あり
	サネカズラ(ピナンカズラ)	巻きツル	△	速い	○	○	○	△	△	下部が疎になりやすい	紅実、雌雄異株
	ツリガネカズラ(ヒグノニア)	巻きひげ	○	速い	○	△	△	△	×	分枝がなく、直線的で疎	
	ツルマサキ	付着根	△	遅い	×	○	△	○	○	全面密	大気汚染に強い
	テイカカズラ	付着根	○	速い	○	○	○	○	○	全面密	花に芳香あり
	ハゴロモジャスミン	巻きツル	○	速い	△	△	○	△	×	下部が疎になりやすい	花に微香あり、暖地好む
	ヘデラ・カナリエンシス	付着根	×	速い	△	○	○	△	○	全面密	付着しにくい、下垂に向く
	ヘデラ・ヘリックス	付着根	×	普通	△	△	○	○	○	全面密	
ムベ	巻きツル	△	速い	△	○	○	△	○	下部が疎になりやすい	実(8~11月)、雌雄異株	
半常緑	スイカズラ	巻きツル	○	速い	○	△	○	○	○	下部が疎になりやすい	花に芳香あり
	ツキヌキニンドウ	巻きツル	○	速い	○	△	○	○	△	下部が疎になりやすい	暖地で結実、紅実
	トケイソウ	巻きひげ	○	速い	○	△	○	△	△	下部が疎になりやすい	花美しい
落葉	アケビ	巻きツル	△	普通	○	△	○	○	△	下部が疎になりやすい	果実、雌雄異株
	クレマチス類	巻きツル	○	速い	○	△	△	△	△	下部が疎になりやすい	花美しい
	ツルアジサイ(ツルデアリ)	付着根	○	速い	×	○	△	○	△	下部が疎になりやすい	高い空中湿度好む、耐寒性
	テッセン	巻き葉柄	○	速い	×	△	○	○	△	下部が疎になりやすい	花美しい、中国原産
	ナツツタ	付着盤	△	速い	△	△	○	○	○	全面密	自然に増える、紅葉
	ノウゼンカズラ	付着根	○	速い	×	×	△	△	○	下部が疎になりやすい	花美しい
	フジ	巻きツル	○	速い	△	×	×	○	○	下部が疎になる	芳香

花…○:鑑賞性のある花が咲く △:花は咲くが鑑賞性は低い ×:ほとんど咲かない

下垂…○:適、△:普通、×:不適

耐性…○:ある、△:普通、×:なし

(参考)「新・緑空間デザイン技術マニュアル」(都市緑化技術開発機構)

## ②ユニット型壁面緑化資材を用いる場合



### 【おすすめの植物】

ハイゴケ、ヤマゴケ、タマシダ、ツワブキ、ベアグラス、フッキソウ、モクビャッコウ、シロタエギク、コデマリ、オタフクナンテン、ヒューケラ、ハツユキカズラ、その他つる植物

## (6) 緑化資材

- ・資材についても植物材料と同様、地域の気候や風土、景観等との調和を図り、耐久性や維持管理の手間等も考慮して選んでください。

### ①プランター、テラコッタ

- ・継続的に緑地を確保できるよう大型のプランターを配置してください。
- ・大型のプランターは見た目の面積も大きいため、素材やデザインにも配慮してください。

#### ■プランター、テラコッタの素材と特徴

素材	特徴
木製	自然素材で緑になじみやすいですが、防腐処理を行っていても劣化しやすい。
陶器、コンクリート製	重厚な見た目で落ち着きがあり、耐久性にも優れている。
FRP	擬石風やテラコッタ風に加工されたものもある。
プラスチック	見た目が人工的で、紫外線により劣化しやすい。

### ②ハンギングバスケット

- ・飾る場所や見せ方によって形（円形、半円形、リース型等）や大きさを選びましょう。
- ・ヤシマットやスポンジマットを用いて、側面にも植物を植えると立体的な演出ができます。
- ・側面に植栽しない場合は、下に垂れる植物を選びましょう。



## (7) 神戸らしい緑化にふさわしくない植物

・「神戸版ブラックリスト 2015」「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)(2010)」に示されている次の植物は使用しないでください。

科名	種名、和名	神戸市版 ブラックリスト 2015	兵庫県 ブラックリスト 2010	備考
アオイ科	ケナフ		○	
アカウキクサ科	外来アゾラ類(アメリカオオウキクサ)	○	○	
アカネ科	オオフタバムグラ	○		
〃	メリケンムグラ	○		
アカバナ科	オオバナミズキンバイ	○		
〃	コマツヨイグサ	○	○	
アブラナ科	オランダガラシ	○		
〃	セイヨウカラシナ(カラシナ)		○	
アヤメ科	キショウブ	○	○	
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	
イネ科	オニウシノケグサ	○		
〃	カモガヤ(オーチャードグラス)		○	
〃	キシユウスズメノヒエ	○		
〃	シナダレスズメガヤ(ウィーピングラブグラス)	○	○	
〃	ススキ		○	県内産のみ使用可
〃	スズメノナギナタ		○	
〃	セイバンモロコシ	○	○	
〃	チガヤ		○	県内産のみ使用可
〃	チクゴスズメノヒエ	○		
〃	ネズミホソムギ(イタリアングラス)	○		
〃	ネズミムギ	○	○	
〃	ハルガヤ		○	
〃	ボウムギ	○		
〃	ホソムギ	○		
〃	メリケンカルガヤ		○	
〃	モウソウチク	○	○	
イワヒバ科	コンテリクラマゴケ	○		
ウリ科	アレチウリ	○	○	
オモダカ科	ナガバオモダカ	○		
カバノキ科	オオバヤシャブシ	○	○	県内産のみ使用可
〃	ヒメヤシャブシ		○	県内産のみ使用可
〃	ヤマハンノキ		○	県内産のみ使用可
カヤツリグサ科	シュロガヤツリ	○		
〃	メリケンガヤツリ	○		
キク科	アカミタンポポ	○		
〃	オオオナモミ		○	
〃	オオキンケイギク	○	○	
〃	オオハンゴンソウ	○	○	
〃	キクイモ	○	○	
〃	クワモドキ(オオブタクサ)	○	○	
〃	セイタカアワダチソウ	○	○	
〃	セイヨウタンポポ	○		
〃	ナルトサワギク	○	○	
〃	ミズヒマワリ	○	○	
〃	メリケントキンソウ	○	○	
〃	ヨモギ		○	県内産のみ使用可



科名	種名、和名	神戸市版 ブラックリスト 2015	兵庫県 ブラックリスト 2010	備考
キョウチクトウ科	ツルニチニチソウ	○		
クマツヅラ科	アレチハナガサ	○	○	
〃	ヤナギハナガサ	○		
クルミ科	シナサワグルミ		○	
ゴマノハグサ科	ウキアゼナ	○		
〃	オオカワヂシャ	○	○	
サトイモ科	ボタンウキクサ	○	○	
スイレン科	ハゴロモモ	○		
〃	園芸スイレン、セイヨウスイレン	○	○	
セリ科	ウチワゼニグサ	○	○	
〃	ブラジルチドメグサ	○	○	
タデ科	イタドリ		○	県内産のみ使用可
〃	シャクチリソバ		○	
タヌキモ科	エフクレタヌキモ	○		
ツユクサ科	ノハカタカラクサ	○		
トウダイグサ科	ナンキンハゼ	○	○	
トチカガミ科	オオカナダモ	○	○	
〃	コカナダモ	○	○	
ニガキ科	シンジュ(ニワウルシ)	○	○	
バラ科	タチバナモドキ	○	○	
〃	トキワサンザシ	○	○	
ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ	○	○	
ヒルガオ科	アメリカアサガオ	○		
〃	アメリカネナシカズラ	○		
〃	ホシアサガオ	○		
〃	マメアサガオ	○		
〃	マルバアサガオ	○		
〃	マルバアメリカアサガオ	○		
フジウツギ科	フサフジウツギ(ニシキフジウツギ)	○	○	
マメ科	アレチヌスビトハギ	○		
〃	イタチハギ	○	○	
〃	キダチコマツナギ、コマツナギ	○	○	県内産のみ使用可
〃	ハリエニシダ		○	
〃	ハリエンジュ	○	○	
〃	マルバハギ	○	○	県内産のみ使用可
〃	メドハギ	○		
〃	カラメドハギ		○	
〃	ヤマハギ	○		
ミズアオイ科	ホテイアオイ	○	○	県内産のみ使用可
メギ科	ヒイラギナンテン		○	県内産のみ使用可
モクセイ科	セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ、プリベット)	○	○	県内産のみ使用可
〃	トウネズミモチ	○	○	県内産のみ使用可
ヤシ科	シュロ	○		
〃	トウジュロ	○		
	合計 90 種	(72 種)	(57 種)	

※「神戸版ブラックリスト 2015」、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)(2010)」より抜粋

# 第3節 緑地の維持管理

## 1.維持管理の基本的な考え方

- ・植物は植えたらそれで終わりではありません。健全に生長するよう適正な管理が必要です。特に植栽直後は、それを怠ると枯れてしまうおそれがあります。
- ・適切な管理計画を立てるとともに、日常的に植物の生育状況を確認することが大切です。

## 2.主な維持管理作業

### ■主な維持管理作業

対象	作業名	標準作業回数	作業時期（月）												備考		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
植栽管理	共通	灌水	適宜														特に夏場注意。
		除草	適宜														
		清掃	適宜														
		病虫害防除	適宜														
	樹木	落葉樹剪定	1回														花木は花芽形成前。 花木は花芽形成前。 花芽に注意。
		常緑樹剪定	1回														
		刈込	1~3回														
		施肥	1~2回														
	芝生	刈込	3~6回														
		施肥	1~3回														
		目土かけ	1回														
		エアレーション	1回														
	草花	植替え	適宜														冬季は元肥、その他は植付時、開花時等。 花が枯れたとき、草丈が伸びたとき。
施肥		適宜															
摘花・摘心		適宜															
つる植物	誘引	適宜														特に植付時。生育中、年2回程度。	
法面緑化	草刈	1~3回															
設備管理	点検・補修	適宜														屋上緑化関連施設、壁面緑化関連施設、灌水施設、支柱、プランター等。	

■ 必要に応じて作業を行なうべき時期。

■ 特に作業に適した時期、または、必要性の高い時期。

(参考) 「緑化・植栽マニュアル」一般財団法人 経済調査会

### (1) 灌水(水やり)

- ・花壇やプランター等草本を用いた緑化においては、灌水は非常に重要です。自動灌水装置を用いることにより省力化が可能です。
- ・樹木の場合でも、植栽直後や、晴天が続く夏季等には灌水が必要となる場合があります。植物の状態を日常的に把握して、必要に応じて灌水を行ってください。
- ・屋上や建物の裏等、人が立ち入りにくい場所についても、定期的に植物の状態を確認し、水切れにより植物が枯れないよう注意してください。

### (2) 除草(草抜き)

- ・雑草が繁茂すると、美観が損なわれるだけでなく、植えた植物が枯れてしまうこともあります。特に芝生等の地被植物や低木を植えた場所については、こまめに除草を行ってください。
- ・雑草は、専用の道具を使う等して、根から抜き取ることが重要です。

### (3) 清掃

- ・落ち葉やゴミはこまめに取り除いてください。放置しておくとう観を損なうだけでなく、草花の上に覆いかぶさると健全な生長の妨げになったり、病害虫の原因となることもあります。(落ち葉は、樹木の根元にきれいに敷き並べる等して適切に利用すると、保水効果や保温効果、雑草の抑制、土壌の改良に役立てることができます。)

### (4) 病虫害防除

- ・病虫害の発生は、植物を衰弱させるだけでなく、近隣住民や通行者に被害をもたらすおそれがあります。

#### ①病虫害の防ぎ方

- ・予防 ... 病虫害の発生を防ぐには、樹木を丈夫に育て、病害虫に対する抵抗力を付けることが一番です。日当たりが十分でなく、風通しが悪いといった環境は、病害虫の温床となります。枝を透かせて樹木の内部まで日光を入れ、風通しを良くしましょう。
- ・早期発見 ... 日ごろから樹木の様子に気を配り、早期発見に努めましょう。早めに対処することで、少ない手間で防除でき、被害も最低限に抑えることができます。

#### ②被害を見つけたら

- ・発生した病虫害の種類と規模を把握し、下記の方法を検討します。

##### a. 物理的防除

- ・害虫を発見した場合は、速やかに捕殺、又は虫がついている枝葉を取り除きます。病気も同様に、被害の発症している場所を切除し、病気の拡大を防ぎます。
- ・毒針、毛等により人体に危害を加える害虫の防除では、手袋を付ける、衣服やタオル等により肌を保護する等作業員自身の対策も必要です。

##### b. 薬剤による防除

- ・殺虫剤、殺菌剤等の薬剤を使用する場合は、周囲への影響も考慮しましょう。薬剤のラベル等に記載されている使用方法に従うとともに、物理的防除を併用して薬剤の使用回数や量を減らす等、使用は必要最低限に抑えましょう。
- ・使用に当たっては、風向き、天候等に注意するとともに、必要に応じて近隣へのお知らせも行いましょう。

### (5) 剪定

- ・樹木の見栄えをよくしたり、生育や開花を促進又は抑制することを目的に行います。
- ・時期を間違えた剪定や過度の剪定は樹木に大きなダメージを与えますので注意しましょう。

#### ①剪定の時期

##### a. 一般的な落葉樹

- ・新緑が出そろった7月～8月頃、落葉後の11月～2月頃が適します。

##### b. 一般的な常緑樹

- ・新芽が伸び、生長が休止する5月～6月頃、徒長枝等が伸びて再び生長が休止する9月～10月頃が適します。

### c. 花木

- 基本的に花芽ができる前に剪定を行います。
- 春に芽が伸びて花芽をつけ、その年のうちに開花する樹木（サルスベリ、ハギ、ムクゲ等）  
⇒秋から翌春の萌芽前までに剪定を行います。
- 春に開花し、その後伸びる新枝に花芽をつける樹木（アジサイ、ジンチョウゲ、ツツジ類等）  
⇒花の終わった直後に剪定を行います。
- ウメ、モモ、レンギョウ、ヒユウガミズキ等、枝全体の花芽が多い樹種については、花芽分化後に剪定を行っても花数は減少するものの、花が咲かなくなることはほとんどないため、樹形本位の剪定を行うことができます。

### ②剪定の方法

#### a. 枯れ枝、折れ枝等不健全な部位を取り除く

- 枯れ枝、折れ枝、病気の枝、地際や幹から直接出た芽、からんでいる枝等の不要な枝（ひこばえ、からみ枝、徒長枝等）を付け根から切り、取り除きます。

#### b. 混んだ枝の中を透かす

- 骨格となる枝を選び、その枝の伸びを考慮して周辺の不要な枝を付け根から取り除きます。（枝抜き剪定）

#### c. 樹木の形（樹冠）を整える

- 樹冠より飛び出した新しい枝を、樹冠の大きさが整う長さに、枝に付いた芽のすぐ上の位置で切り戻します。（切詰め剪定）

#### d. 樹木の形（樹冠）を小さくする

- 枝の適正な分岐点から長い方の枝を付け根から切り取ります。（切返し剪定）
- 大木の大きな枝を付け根から切り落として樹形を整えます。（枝下ろし剪定）切断面を適切に処理しないと腐朽し致命的な障害が生じることがあるので、できるだけ太くなった枝は切らないように管理を心がけてください。

## (6) 刈込

- 生垣や低木の寄せ植え、仕立物の形を整えるために行います。刈込むことで、美観の向上だけでなく、病害虫の防除にもつながります。

### < 生垣・低木 >

- 樹冠を切り詰めて、樹形を整えます。樹種に応じて、年1~3回実施してください。
- 生垣の刈り込みは、上の方を強く、下の方を弱く刈込むことにより、下枝が枯れずに美しい生垣を作ることができます。
- 花木の刈り込みについては、剪定と同様、花芽分化の時期に注意してください。

### < 芝生 >

- 適度に芝刈りを行うことにより、芝の密度が高まるとともに、生長が旺盛になります。年3~6回、高さ20~30mm程度に刈込みます。
- 日本芝（ノシバ、コウライシバ）は4~10月が生育期間であり、特に7~9月に旺盛に生長するので、この時期に刈込を行います。西洋芝（ベントグラス、ブルーグラス、フェスク、ライグラス類等）は、4~6月、10~11月が刈込の適期です。

## (7) 施肥

- ・植物の美観の保持、開花・結実の促進、抵抗力の増進等を目的に行います。
- ・植物の状態を確認しながら、必要に応じて、樹木、草花、地被植物等植物材料に適した施肥を行ってください。

### ①肥料の種類

- ・肥料には、有機質肥料と無機質肥料があります。まずは、十分な有機質肥料による施肥に重点を置いてください。

※有機質肥料 ... 生物由来の資源を原料とする肥料で、バーク堆肥、油粕、鶏糞、草木灰、魚粉、骨粉等があります。時間をかけて分解され、その後植物に吸収されるため、即効性は低く、その代わり土壤に長期間蓄積され、土壤改良の効果が大きいことが特徴です。

※無機質肥料 ... 無機物を主成分とした肥料で、その多くは工場で化学的に生産された化成肥料です。一般的に、水に溶けやすく即効性があることが特徴です。流失しやすい、多用すると土壤を固結させたり、地下水を汚染するおそれがある等の欠点があります。

### ②施肥の時期

- ・元肥 ... 樹木が一年分必要とされる養分を、休眠期(12~2月頃)に施します。遅効性の肥料が適しており、主に有機質肥料を用います。
- ・追肥 ... 植物の生育に応じて必要な養分を追加で与えます。すぐに効果を期待するため、主に、速効性のある化成肥料や液体肥料を使用します。活発な生育期間である6~9月頃に行います。

## (8) 目土かけ

- ・芝生の発根を促進し、芝生地全体の凹凸をなくすこと、芝生の生育状態を良好にすることを目的に行います。この作業を行うことにより緻密な芝生になります。
- ・芝生の生長初期と成育旺盛期に施すと効果的です。
- ・目土には、床土と同じ土壤、あるいは、砂質土壤、砂や土壤改良材を混合したものを用います。
- ・レーキでむらなく敷き均した後に、乾燥させてからほうき等で丁寧すり込みます。
- ・毎年実施すると、グランドレベルが高くなってしまいう欠点があります。

## (9) エアレーション

- ・芝生地は、踏まれることにより土が固まり通気性が悪化し、生育が衰えます。エアレーションは、地面に穴を開けて土壤の通気性を改善し、地下茎の保護と根張りを良くするために行います。
- ・小面積であれば、人力による作業用フォークやスパイクを用いて地面に穴を開けます。大面積では、専用の機械を用います。一般的な穴の深さは10cm程度です。作業後に目土を入れるとさらに効果的です。

## (10) 植替え

- ・一年草は花を終えると枯れます。それぞれ季節に咲く花がありますので、年間2~3回の植替え計画を立てるとよいでしょう。
- ・多年草の草花についても、冬季に地上部が枯れてしまうものがあります。それらが枯れたら地際で切り取りましょう。
- ・花の球根は次の年も咲くように、花が終わった後に掘りあげて、次に植えるときまで日陰干しをして保管します。

## (11) 摘花・摘心

- ・いずれも、花壇やプランター等に植えた草花を長く楽しむために必要な作業です。
- ・摘花(花がら摘み)... 枯れた花びらだけでなく、花茎(花の付いている茎)から取り除きます。しぼんだ花をそのままにしておくと、自然に結実して株が弱り、次の花が咲きにくくなります。また、病気やカビの原因にもなることもあります。
- ・摘心(切り戻し)... 花が少なくなってきたり、形が乱れ始めたら、切り戻しを行います。全体的に高さを抑えるように切り戻します。この時、必ず株元に葉があることを確認します。葉がない状況で切り戻すと、分枝する脇芽がないため、枯れてしまいます。茎だけを飛び出させず、葉と茎の分かれ目で切ることがポイントです。茎と葉の間から新しい芽が出てきて、新たな花が咲きます。

## (12) 誘引

- ・植物を用いた壁面緑化において、初期に誘引を行わないと、植物が壁面や補助資材にたどり着かず、被覆が遅れます。特に下垂型の壁面緑化や、金網・ワイヤー等のみの補助資材を用いた壁面緑化においては、誘引により植物を固定しておかないとうまく生長できなかつたり、風で擦り切れたりします。
- ・結束帯を用いて補助資材に固定します。生長して太くなくても生長が阻害されないようゆるめに固定します。結束帯は麻ひもやしゅろ縄等、将来、腐食するものや切れたりするものが適します。誘引専用の資材もあります。
- ・植物の生長に合わせて、年2回程度を目安に継続的に作業を行きましょう。

## (13) 緑化施設

- ・植物そのものだけでなく、緑化のために整備した施設についても、植物を植えた当初の機能を維持するための管理が必要です。

### ①屋上緑化

- ・排水施設、特にドレイン周りを月1回程度点検します。水つまりがないように清掃をします。
- ・防水層を全体的に年1回程度点検します。
- ・灌水用ポンプを年1回程度分解点検します。

### ②壁面緑化

- ・補助資材... 破損やぐらつきがないかを適宜点検します。
- ・灌水用ポンプを利用している場合は、動作状況やホースの水漏れ等を点検します。

### ③その他

- ・灌水施設... 自動灌水装置が正常に作動しているか、ホース等に水漏れがないかを点検します。
- ・支柱... しゅろ縄等により植物が固定されているか、支柱本体が破損していないかを点検します。
- ・プランター... 樹脂製のプランターは日光や風雨によって劣化します。劣化して見栄えが悪くなったり、破損した場合は取り替えます。

## 第 4 節

# 緑の支援制度・評価制度

### 1. 緑の支援制度

神戸市、兵庫県で行っている緑に関する支援制度等をご紹介します。各制度の詳細については、各ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

名称	概要	問い合わせ先
県民まちなみ 緑化事業※	兵庫県では、都市における環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行っています。 <a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html">http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html</a>	兵庫県 まちづくり部 都市政策課 Tel:078-362-3563
市民花壇※	市民の皆様が、公園、街路、広場や空地等で自主的に設置、育成、管理を行う一定の要件を満たした花壇（市民花壇）に対して、市が育成管理費用の一部助成と年3回の花苗配布を行います。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a53501/kurashi/machizukuri/flower/flowerbed/citizenflowerbed/index.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a53501/kurashi/machizukuri/flower/flowerbed/citizenflowerbed/index.html</a>	神戸市建設局 公園部魅力創造課 Tel:078-595-6463

※これらの支援制度は、「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」で義務付けられる緑化に用いることはできません。

### 2. 緑の評価制度

神戸市等で行っている緑に関する評価制度等をご紹介します。各制度の詳細については、各ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

名称	概要	問い合わせ先
市民 花壇コンクール	花壇の造成・育成管理技術の向上をはかり、同時に地域環境美化を推進し、市民参加活動を広く周知することを目的とし、毎年表彰を行っています。上記(1) 緑の支援制度に示した「市民花壇」が対象です。	神戸市建設局 公園部魅力創造課 Tel:078-595-6463
CASBEE 神戸	神戸市建築物総合環境評価制度 (CASBEE 神戸) は市内で大規模な建築物を建てる際に、その建築主が環境に対する配慮を自己評価により採点するものです。評価結果を市のホームページに公表することで、より優れた環境配慮がなされた建築物の普及を図っています。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/casbee/index.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/casbee/index.html</a>	神戸市建築住宅局 建築指導部建築安全課 Tel:078-595-6556

CHAPTER

### 第3章

# 条例に基づく緑化計画作成の手引き

Guidelines for Planting Trees

- 第1節 緑化計画の届出について
- 第2節 緑化基準の取り扱いについて
- 第3節 届出書類の作成例
- 第4節 計画・施工上の留意点
- 第5節 緑化後の維持管理
- 第6節 関係法令等



## 第1節

# 緑化計画の届出について

## 1. 緑化の義務と届出対象

市街化区域内の建築物等の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければなりません。建築物及びその敷地の緑化基準は次のとおりです。

### ■建築物（屋上・壁面）の緑化基準

建築物の区分		緑地の面積
新築	当該棟の建築面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	建築面積の5%以上とすること
増築・改築	当該部分の建築面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	増築又は改築に係る部分の建築面積の5%以上とすること
既設	当該棟の建築面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	建築面積の5%以上となるよう努めること

### ■敷地の緑化基準

敷地の区分		緑地の面積	
住宅	敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	新築、増築、改築に係る建築物の敷地	空地面積の30%以上とすること
		既設の建築物の敷地	空地面積の10%以上とすること
建築物 (住宅及び特定工場等(※1)を除く)	敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	新築、増築、改築に係る建築物の敷地	空地面積の50%以上とすること
		既設の建築物の敷地	空地面積の20%以上とすること

なお、空地面積は、「敷地面積 - 敷地面積 × 基準建ぺい率(角地緩和等を含む)」によって算出します。

(※1) 特定工場等：環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)第118条第2項に規定する特定工場又は工場立地法第6条第1項に規定する特定工場

市街化区域内で、以下に該当する規模の建築物に係る建築行為を行う場合は、届出の対象となります。

### ■届出義務の対象

区分	対象の規模	
届出義務	新築	敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上かつ建築面積500m <sup>2</sup> 以上
	増築・改築	敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上かつ建築面積のうち増築・改築に係る部分の面積が500m <sup>2</sup> 以上

なお、特定工場等については、建築面積1,000m<sup>2</sup>以上の新築(増築・改築の場合は、増築・改築に係る部分の建築面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの)が届出義務となります。

- ・建築物の緑化基準に該当する規模と届出対象となる建築物の規模が異なりますので、ご注意ください。
- ・届出対象でなくても敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上であれば、条例に基づき敷地の緑化基準に適合する義務があります。
- ・建築物の緑化基準は棟ごとに判断をするため、新築の場合、当該棟の建築面積が1,000m<sup>2</sup>以上のとき、緑化基準適合義務となります。
- ・届出義務の対象は、各建築面積の合計(既存部分を除く)で判断をするため、敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上の敷地内に新築する建築物が複数ある場合、各建築物の建築面積の合計が500m<sup>2</sup>以上のとき、届出の対象となります。

## ■建築物緑化義務の有無等の確認フロー図

START

市街化区域内である

▶ 届出不要  
いいえ

▼ はい

敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上である

▶ 届出不要  
いいえ

▼ はい

新築、増改築に係る部分の建築面積が  
500 m<sup>2</sup>以上である  
※各建築面積の合計（既存部分を除く）で判断

▶ 届出不要  
（敷地緑化の義務はあり）  
いいえ

▼ はい

新築、増改築に係る部分の建築面積が  
1,000 m<sup>2</sup>以上である  
※各建築面積の合計（既存部分を除く）で判断

▶ 建築物の緑化義務：なし  
いいえ

▼ はい

新築、増改築に係る建築物が複数棟ある  
※棟の取扱いは、建築基準法の取扱いに準じる

▶ 建築物の緑化義務：あり  
いいえ

▼ はい

新築、増改築に係る部分の建築面積が  
1,000 m<sup>2</sup>以上の棟がある

▶ 建築物の緑化義務：なし  
いいえ

▼ はい

建築物の緑化義務：あり（建築面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の棟に緑化の義務）

■ 敷地の緑化義務：あり  
緑化計画の届出：必要

## 2.届出時期

届出書類によって定められた届出時期までに、届出を行ってください。

### ■届出時期

届出書類	届出時期
(1) 建築物等緑化計画届	建築確認の申請前
(2) 建築物等緑化計画変更届	計画の内容を変更しようとするとき
(3) 建築物等緑化計画完了届	緑化が完了した日から 15 日以内

### 3.届出書類

各届出書の様式及び添付書類は以下のとおりです。いずれも計2部(正1部・副1部)の提出が必要です。また、代理者による届出の場合は、委任状を添付してください。

#### (1) 建築物等緑化計画届(第5号様式)

第5号様式に必要な事項を記入いただき、以下の図面等を添付して提出してください。様式の記入方法等については、「3.届出書類の作成例」を参照してください。

#### ■添付図書(緑化計画届)

①附近見取図	規模に応じてわかりやすい縮尺とし、敷地の位置及び方位を表示してください。
②配置図	建築物の配置図に基準建ぺい率を記入してください。また、敷地の緑地部分を表示し、空地面積と、必要な緑地面積の計算を明示してください。
③求積図	敷地面積・建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によるもの)求積図を添付してください。
④屋上平面図	建築物全体の形状がわかる平面図に寸法を記入してください。屋上緑化のある屋上は全て添付してください。
⑤立面図	2面以上で、壁面緑化のある面は全て添付してください。
⑥緑化計画図(※)	<p>建築物及び敷地の緑化計画に必要な事項を明示してください。</p> <p>1 配置図・平面図</p> <p>■図中に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の位置、区画ごとの面積(道路等公共空間に面する緑化の場合、その位置関係)</li> <li>・中、高木は樹種及びみなし樹冠の大きさの円(p.61参照)</li> <li>・低木、地被、生垣等は区画ごとの植物名、株数、面積(もしくは延長)</li> <li>・緑化が著しく困難な部分がある場合はその必要事項(p.66参照)</li> </ul> <p>■表を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化方法ごとに面積を集計した緑地面積集計</li> <li>・凡例及び植栽材料一覧(植物名、数量、規格、支柱、土壌改良資材使用量)</li> </ul> <p>■余白に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客土厚(図又は表にて記載、p.78参照)及び求積根拠(別紙でも可)</li> </ul> <p>2 断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物緑化の植栽基盤の厚み(平均)</li> </ul> <p>3 立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面緑化の高さと延長</li> </ul>
⑦カタログ等	<p>■下記の場合は、カタログ等を添付ください。</p> <p>1 鉢・プランター等を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プランター等の容量のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>2 太陽電池を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法、傾き、水平投影面積のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>3 植栽基盤を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>4 壁面緑化で補助資材を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格寸法のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>5 グラスパーキングを用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化率のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>6 その他特殊な資材を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造及び機能のわかる資料及びカタログ等</li> </ul> <p>■既存の緑地がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状が把握できる写真とその撮影位置図</li> </ul>

※面積等の数量には、求積図や計算式による根拠及び求積方法を明記してください。

## (2) 建築物等緑化計画変更届 (第5号様式)

第5号様式に必要事項を記入いただき、以下の図面等を添付して提出してください。変更のあった箇所は、各記入欄の下段に変更前の数値等を赤字で記入してください。なお、緑地の面積が増加するだけの軽微な変更の場合、変更届の提出は不要です。

### ■添付図書(緑化計画変更届)

①変更に係る図面	変更前と変更後の内容を明示してください。
----------	----------------------

## (3) 建築物等緑化計画完了届 (第6号様式)

第6号様式に必要事項を記入し、以下の図面等を添付して提出してください。書類により状況が確認できない場合は、現地検査又は施工写真提出等による状況報告を求めることがあります。

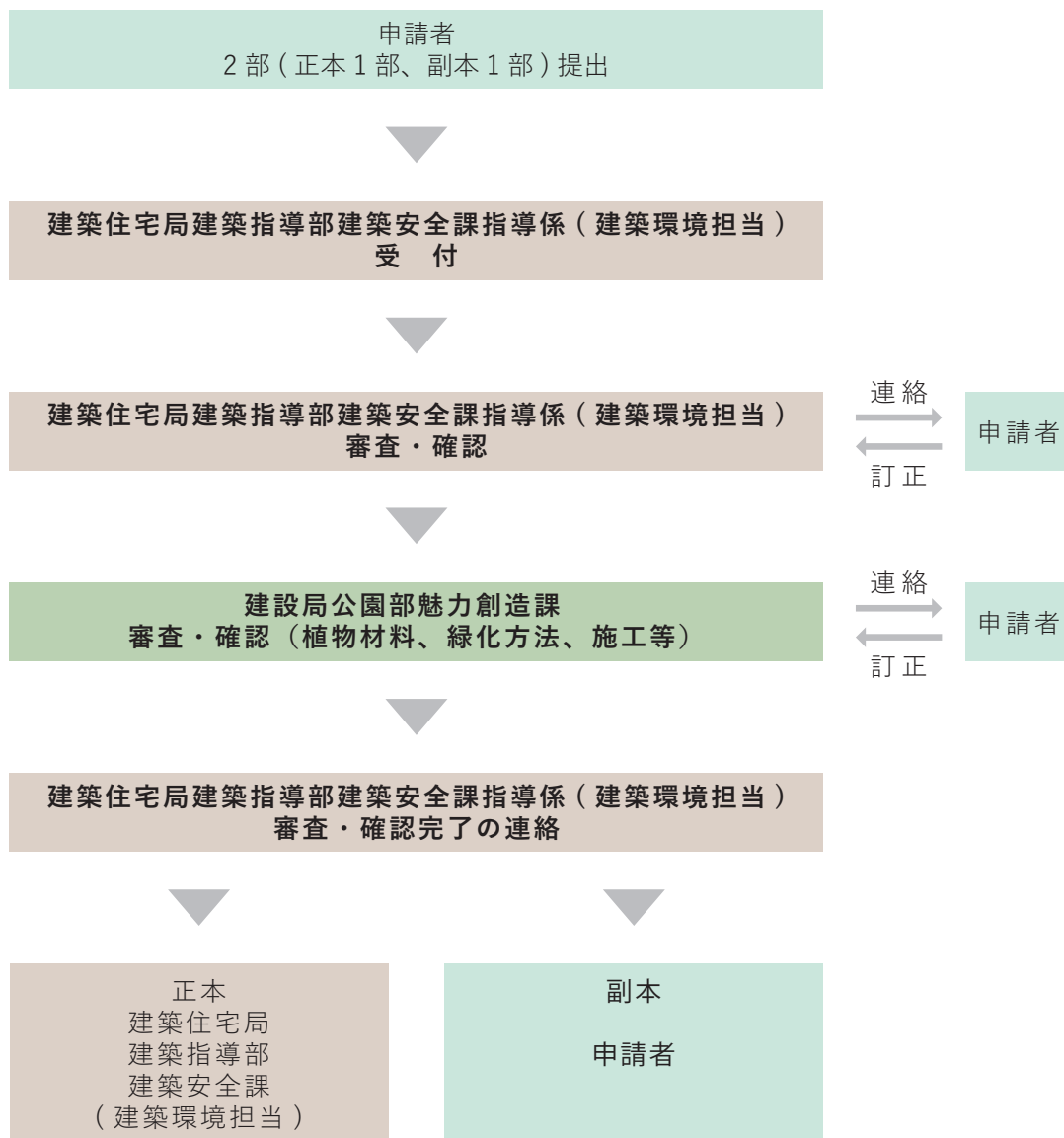
### ■添付図書(緑化計画完了届)

①緑化計画図	緑化が完了した後の配置図又は平面図を用いて、建築物及び敷地の緑地の位置を明示してください。そして、すべての緑地を撮影した写真の撮影方向を明示してください。
②完了写真	すべての緑地の植栽内容等の概要がわかる写真を添付してください。太陽電池等の面積を算入した場合は、その設置状況のわかる写真を添付してください。(p.79 参照)(副本にも添付してください。)

#### (4) 提出の流れ

建築物等緑化計画届、建築物等緑化計画変更届、建築物等緑化計画完了届の提出の流れは、いずれも以下のとおりです。

##### ■提出の流れ



#### 届出に関する問合せ

① 届出書提出窓口、及び緑化計画  
(②を除く)に関すること

建築住宅局建築指導部建築安全課指導係(建築環境担当)  
電話:078-595-6556

② 緑化計画(植物材料、緑化方法、  
施工等)に関すること

建設局公園部魅力創造課  
電話078-595-6463

## 第 2 節

# 緑化基準の取り扱いについて

### 1.用語の意味

#### (1) 住宅

一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿をいいます。

#### (2) 基準建ぺい率

建築基準法第 53 条の規定により定められる建ぺい率をいいます。角地緩和等が適用される場合は適用後の数値を用います。

#### (3) 空地面積

敷地面積から当該敷地面積に基準建ぺい率（建築基準法第 53 条の規定により定められる建ぺい率をいう。）を乗じて得た面積を控除した面積をいいます。

#### (4) 壁面

建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいいます。

#### (5) 高木

植栽時における高さが 2.5m 以上の樹木をいいます。

#### (6) 中木

植栽時における高さが 1m 以上、2.5m 未満の樹木をいいます。

#### (7) 低木

植栽時における高さが 0.3m 以上、1m 未満の樹木をいいます。

#### (8) 壁面緑化

建築物の水平延長 3m 以上の壁面部分を延長 1m あたり 3 本以上のツル性植物で緑化するものをいいます。（登はん型：縦方向及び横方向にも登はんできるメッシュ状等の基盤のもの）。緑化パネルやシート、ポット等植栽基盤を直接壁面に設置する緑化も可能とします（基盤造成型）。

#### (9) 生垣

植栽時の地盤面からの樹木の高さが 1m 以上で、概ね均一な樹木を水平延長 1m あたり 3 本以上列植し支柱等を設けているものをいいます。

#### (10) フェンス緑化

水平延長 3m 以上のフェンス等を延長 1m あたり 3 本以上のツル性植物で緑化するものをいいます。

#### (11) 鉢・プランター等

植物を栽培する 40ℓ 以上の容器で、適切に維持管理され、かつ周辺の景観に配慮したものをいいます。

#### (12) 地被植物

草本類及び植栽時における高さが 0.3m 未満の樹木で、地表を覆って生育する植物をいいます。

## 2.建築物・敷地の緑地(緑化基準第2・第3関係)

緑化基準第2及び第3に規定する建築物・敷地の緑地については、以下のとおり取り扱います。なお、建築物内(室内)での緑地は対象となりません。

### (1) 植栽の基準

- ・建築物、敷地ともに、下表の緑化方法による緑化を行うものとします。
- ・建築物、敷地緑化ともに、それぞれの緑地面積の合計を算出し、必要な緑地面積を確保するものとします。
- ・それぞれの緑化方法の注意点は次項を参照してください。

#### ■緑化方法と計上緑地面積

緑化方法	計上緑地面積	選択できる緑化区分	特記事項
①高木・中木 中木(樹高1.0m以上) 高木1(樹高2.5m以上) 高木2(樹高4.0m以上) 高木3(樹高5.5m以上) 高木4(樹高7.0m以上)	1本あたり3.8m <sup>2</sup> (直径2.2m) 1本あたり8.0m <sup>2</sup> (直径3.2m) 1本あたり13.8m <sup>2</sup> (直径4.2m) 1本あたり21.2m <sup>2</sup> (直径5.2m) 1本あたり30.1m <sup>2</sup> (直径6.2m)	建築物・敷地	それぞれの樹冠は重複して計上できない。
②低木	緑地面積		
③地被植物 (グラスパーキング)	緑地面積 区画面積 (緑化率が50%未満の場合は、実緑地面積)		
④生垣	延長×1.7		
⑤プランター等 (容量100ℓ以上)	プランター上部の内寸面積		
⑥プランター等 (容量40ℓ以上)	基数×1m <sup>2</sup> (上限10m <sup>2</sup> )		上限10基。 道路等公共空間に面するものに限る。
⑦太陽電池等	水平投影面積×1/2		プール、池等の水面を含む。
⑧壁面緑化	植物の高さ×延長 もしくは、 補助資材の高さ (上限4m)×延長	建築物のみ	道路等公共空間に面するものについては、 緑地面積は×1.5とすることができる。
⑨フェンス緑化	延長×フェンスの高さ (上限1.2m)	敷地のみ	上限は、敷地の全緑地面積の50%まで。

## (2) 各緑化方法解説

### ①高木・中木

- ・使用する樹木の規格により計上できる面積が異なります。
- ・樹冠が重ならない植栽間隔とすることが望ましく、原則として、高木の間隔は 3m 以上あけてください。緑地面積からは、みなし樹冠の重複した面積及び敷地外の面積は控除します。樹冠のみなし直径はそれぞれ以下の通りとします。

#### ■高木・中木の計上緑地面積

規格	樹高	計上緑地面積	みなし樹冠直径
中木	1.0m 以上	3.8m <sup>2</sup>	2.2m
高木 1	2.5m 以上	8.0m <sup>2</sup>	3.2m
高木 2	4.0m 以上	13.8m <sup>2</sup>	4.2m
高木 3	5.5m 以上	21.2m <sup>2</sup>	5.2m
高木 4	7.0m 以上	30.1m <sup>2</sup>	6.2m

- ・低木及び地被による緑化と重複して計上できません。
- ・法面に植栽する場合は、勾配を 1:3 以下としてください。
- ・竹類(竹、笹)の使用については、次項の「低木」として取り扱います。

### ②低木

- ・低木で覆われた面積を計上します。
- ・高木・中木の緑地面積と重複して計上することができます。
- ・植栽密度は 6 株 /m<sup>2</sup> を標準としますが、樹種・規格に応じ適切な密度としてください。
- ・法面に植栽する場合は、勾配を 1:1.8 以下としてください。
- ・竹類(竹、笹)の使用については、「低木」として取り扱います。植栽密度については樹種・規格に応じ適切な密度としてください。

### ③地被植物

- ・地被植物で覆われた面積を計上します。
- ・原則として、草本を用いる場合は多年生としてください。一年生の草本を用いる場合は、維持管理、植替えの計画について検討し、施工後に裸地となることのないよう留意してください。
- ・法面に施工する場合は、原則として勾配を 1:1.8 以下としてください。それ以上の勾配の法面に植栽を行う場合は吹き付け工とする等、確実に緑化が可能な方法を検討してください。
- ・高木・中木の緑地面積と重複して計上することができます。
- ・張り芝を行う場合は 80% 張り以上としてください。法面に施工する場合は、勾配を 1:1.8 以下とし、必要に応じて目串等を用い、施工後にはがれないようにしてください。
- ・ポット苗を用いる場合、植栽密度は植物の種類、ポットのサイズ等規格に応じ適切な密度とし、概ね 1 年をめどに全面を覆うように計画してください。
- ・コケ類の使用も可能ですが、必ず植栽基盤を用いることとし、屋上面や板にコケ類を貼りつける等無基盤のものは緑地面積に計上できません。

#### (グラスパーキング)

- ・駐車区画の面積の 50% 以上を芝生等の地被植物で覆うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で覆われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を、地被による緑地面積として計上することができます。緑化可能な面積が 50% 未満の場合は、その緑地面積を計上します。
- ・緑化計画の届出時に、緑化率の分かるカタログ、詳細図等の資料を添付してください。



#### ④生垣

- ・ [(延長)m×1.7]m<sup>2</sup> を緑地面積として計上します。(植栽幅 0.5m、高さ 1.2m とみなします。)
- ・ 植栽時の高さ 1.0m 以上の樹木を用いて、列植してください。
- ・ 材料の規格に応じ、適当な植栽間隔としてください。原則として、1m あたり 3 本以上植栽するものとします。
- ・ 法面に植栽する場合は、勾配を 1:3 以下としてください。

#### ⑤プランター等 (容量 100ℓ 以上)

- ・ 容量 100ℓ 以上のものを使用してください。
- ・ 植栽可能面積 (プランター等の上部の内寸面積) を計上できます。
- ・ 中木または高木を植栽し、樹冠下に地被等を植栽する場合は、重複して計上することができません。
- ・ 植栽する植物に応じ、適切な土厚を確保してください。
- ・ 植物材料を用いて上面全体を覆うように緑化を行ってください。植物材料には、原則として樹木や宿根草を用いてください。部分的に、一年生草本を用いても構いませんが、維持管理、植替えの計画について十分に検討し、施工後に裸地となることのないよう努めてください。

#### ⑥プランター等 (容量 40ℓ 以上)

- ・ 道路等の公共空間 (地上) に面する位置に配置する場合があります。原則として、敷地緑化に適用するものとしますが、建築物の低層階等 (一般的な建築物の 2 階程度まで) で道路等の公共空間から容易に見える位置に設置することも可能とします。
- ・ 容量 40ℓ 以上のものを用いてください。
- ・ 1 基当たり 1m<sup>2</sup> として緑地面積に計上することができます。ただし、10 基 (10m<sup>2</sup>) を上限とします。
- ・ 緑化材料として、一年生草本を使用する場合は、維持管理、植替えの計画について十分に検討し、施工後に裸地となることのないよう努めてください。(p.47)

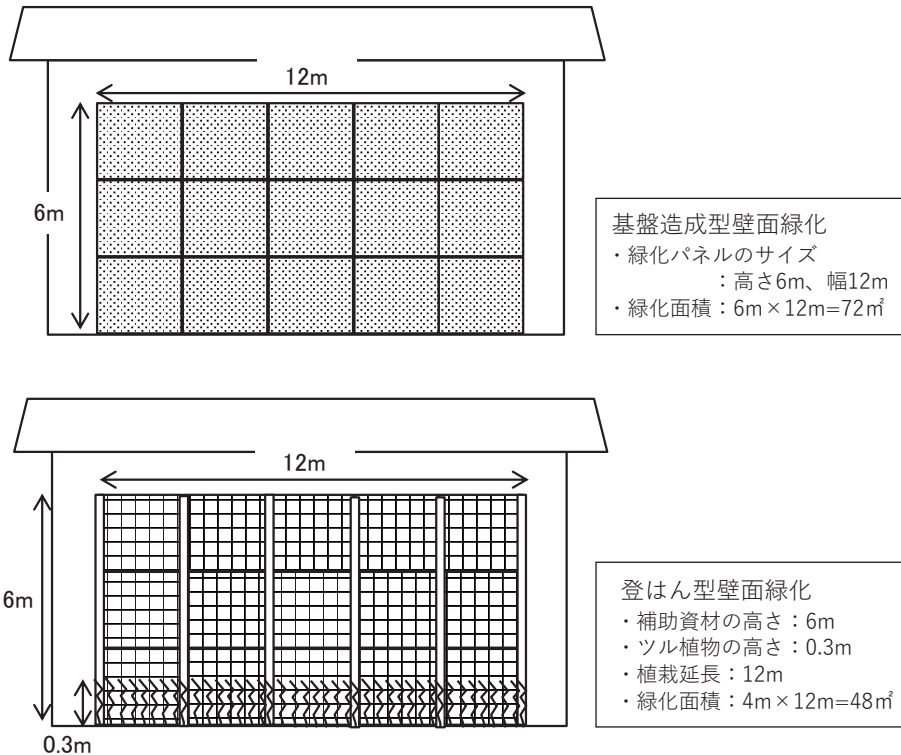
#### ⑦太陽電池等

- ・ 「(5) 太陽電池等の取り扱いについて」 (p.67) を参照してください。

#### ⑧壁面緑化

- ・ 植物で覆われた面積 [(植物の高さ)m×(延長)m]m<sup>2</sup> を緑地面積として計上します。補助資材を用いる場合、「植物の高さ」を「補助資材の高さ」とすることができます。ただしその高さの上限は 4m とします。

## ■壁面緑化による緑地面積の計算例



- ・道路等の公共空間に面する壁面緑化については、緑地面積を 1.5 倍とすることができます。
- ・壁面緑化は、建築物の緑地面積にのみ計上することができます。ただし、基盤造成型壁面緑化等、施工時に全面を緑化することができる場合については工作物（機械式駐車場の壁面・擁壁等）での計上も可能とします。
- ・早期に計画部分の広い部分を覆うよう計画を立ててください。
- ・「第 2 章 第 1 節 3. 壁面緑化」(P.28) を参考に適切な緑化方法を用いてください。
- ・植栽基盤の整備が必要です。十分な容量があればプランター等を用いることも可能です。（この場合、プランター等の緑地面積は重複して計上することはできません。）プランター等の容量は下記を目安にしてください。

## ■壁面緑化における土壌量の目安

壁面長さ 1m あたり

壁面高 (m)	必要土壌量 (l)	土壌幅 (m)	土壌深 (m)
2	100	0.3	0.33
4	200	0.5	0.4
6	300	0.6	0.5
8	400	0.8	0.5
10	500	1	0.5

(出展)「知っておきたい壁面緑化の Q&A」鹿島出版社

- ・ツル性植物を用いる場合、植栽間隔は 30cm 以内（1m あたり 3 本以上）を標準とします。
- ・基盤造成型（壁面に、パネル、マット、プランター、シート等の緑化基盤を設置して緑化するもの。P.30 参照。）の壁面緑化を用いる場合は、届出時に、緑化及び植物が良好に生育することが分かる計画図面、パンフレット等を添付してください。（ツル植物による壁面緑化の場合でも、使用する補助資材によっては資料の提出が必要な場合があります。）

### ⑨フェンス緑化

- ・ツル植物等でフェンスの緑化を行う場合、 $[(延長)m \times 1.2]m^2$  を緑地面積として計上することができます。ただし、フェンスの高さが 1.2m に満たない場合は、 $[(延長)m \times (フェンスの高さ)m]m^2$  とします。
- ・「敷地の緑地」にのみ計上することができ、敷地の緑地面積の 50% を上限とします。（建物上のフェンスにおいては、十分な生長が見込めないため「建築物の緑地」には計上できません。）
- ・原則として、巻きつきタイプ（巻きひげ型、巻き葉柄型、巻きツル型）のツル植物を使用してください。植栽間隔は 30cm 以内（1m あたり 3 本以上）を標準とします。

## (3) その他の留意点

### ①緑化の場所について

- ・消防活動及び避難時において支障のない場所にしてください。

### ②風致地区等緑地に関する規制区域について

- ・風致地区、緑地の保存区域、緑地の保全区域、緑地の育成区域、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区においては、建築にあたりそれぞれ規制があります。事前に神戸市建設局公園部魅力創造課にて確認、協議を行ってください。
  - ・風致地区等の規制により建ぺい率に制限がかかる場合、条例の緑地面積の算定にも規制後の建ぺい率を基準建ぺい率として用います。
- ※条例に基づく緑化基準と、規制区域内の緑化基準とは異なりますので、それぞれの緑地面積の算出方法にご注意ください。

### ③植栽地の勾配について

- ・原則として、植栽地の勾配は、中木及び高木の場合は 1:3 より、低木及び地被を植栽する場合は 1:1.8 より緩くしてください。それ以上の勾配地に植栽する場合は、吹き付け、シガラの設置等、適切な工法を用いてください。

### ④使用する植物材料について

- ・原則として、特定外来生物による生態系にかかる被害の防止に関する法律に基づく「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する植物は用いないでください。（p.45 参照）

### ⑤既存緑地の取り扱いについて

- ・従前の開発等で、敷地内に既存の植栽が残っている場合は、前項までに解説する緑化区分に応じて緑地面積を計上することができます。
- ・敷地内に自然林が存在する場合は、その面積を緑地面積として計上できます。
- ・計画の届出時に、現状が把握できる写真とその撮影位置及び方向を示す平面図を添付してください。

⑥敷地緑化基準の制定（平成 18 年 10 月 1 日）以前に、建築物の敷地であった敷地において、増改築する場合の敷地緑化基準の取扱いについて

- ・新たに増改築する建築物の建築面積から算出される空地面積に、増改築の敷地面積の割合を乗じた緑化面積と、その他の空地面積に既設の敷地緑化の割合を乗じた緑化面積の合計面積以上の緑化を行うものとします。
- ・新たに増改築する建築物の建築面積から算出される空地面積は、 $[(\text{増改築に係る建築面積}) \div (\text{基準建ぺい率})] \times (1 - \text{基準建ぺい率}) \text{ m}^2$  によって算出します。
- ・建築工事を機会に段階的に基準に適合させ、最終的に既存建築物のすべてが更新された時点において敷地全体で緑化基準を満たせるようにするためのものです。将来を見越して、計画的に緑化するようにしてください。

### 3.計画開発区域について(緑化基準第4関係)

緑化基準第 4 に規定する計画開発区域は下表のとおりです。都心ウォーターフロント地区については港湾局経営課（電話 078-595-6278）、その他の地区は都市局新都市管理課（電話 078-595-6777）にお問い合わせください。

また、計画開発区域における緑地面積の算出方法及び様式への記入方法については、「第 3 節 届出書類の作成例」の「3. 計画開発区域における緑化計画届の場合」(p.75) を参照してください。なお、計画開発区域における敷地の緑化に加算可能な緑地面積は、建築物緑化へ振り替えるための緑地として使用することはできません。

#### ■神戸市の計画開発区域

名称	計画開発区域面積 [ha] (A)	全体緑地面積 [ha] (b)	全体建築物 敷地面積 [ha] (a)
ポートアイランド地区 A ※1	111	9	72
ポートアイランド地区 B ※1	179	29	106
六甲アイランド地区 A ※2	50	5	38
六甲アイランド地区 B ※2	204	43	129
神戸空港島地区	272	85	129
都心ウォーターフロント地区	190	47	143
西神住宅団地	634	94	366
西神住宅第 2 団地	415	108	223
神戸研究学園都市	303	58	187
ひよどり台第 2 期住宅団地	28	8	12
名谷団地	276	49	171
西神工業団地	275	64	172
西神第 2 工業団地	94	24	59
神戸流通業務団地	113	23	65
神戸複合産業団地	270	46	160

※1 ポートアイランド地区 A は商業地域、ポートアイランド地区 B は A 以外の計画開発区域

※2 六甲アイランド地区 A は商業地域、六甲アイランド地区 B は A 以外の計画開発区域

## 4.緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱いについて(緑化基準第5関係)

緑化基準第5に規定する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第3の空地面積から除外することができます。緑化基準第5各号の規定は、以下のとおり取り扱います。

### (1) コンテナ等の取り扱い

- ・コンテナ等とは、船舶、鉄道、自動車等で貨物を輸送するためのコンテナ及びその他の輸送容器を指すほか、それらに収まらない大型貨物、バラ積み貨物等容器に入っていない貨物も含めます。
- ・搬入搬出、一時保管するとは、敷地内の屋外でコンテナ等の積み下ろしや積み込みを行うこと、また、搬出までの間コンテナ等を野積み状態にしておくことを指します。
- ・コンテナ等を取り扱う部分とは、コンテナ等を搬入搬出、一時保管するために通常利用する部分を指します。
- ・当該部分及びその面積を緑化計画図等に明示し、求積図や計算式による根拠資料も添付してください。

### (2) 大型重量車両の取り扱い

- ・大型重量車両とは、自重又は総積載荷重が概ね20t以上の車両で、自走式、牽引式は問いません。駐車・通行する部分とは、駐車、停車、給油、整備、洗車、通行、旋回、切り返し等を行う部分を指します。大型重量車両(概ね20t以上)が日常的かつ頻繁に通行する業務を対象としています。
- ・庇等の建築物から突き出した部分の下を大型重量車両が駐車・通行する場合、建ぺい率に算入される庇等の部分については、空地面積から控除できません。
- ・緑化計画図等に、大型重量車両の姿図及び駐車・通行する部分を明記し、求積図や計算式による根拠資料を添付してください。

### (3) 運動場の取り扱い

- ・運動場の面積を空地面積から除外する場合、当該運動場の面積の5%以上の面積を緑化する必要があります。

### (4) 構造上緑化することが著しく困難な部分の取り扱い

- ・機械式駐車場の部分や免震構造とするためのドライエリアの部分等、構造上緑化することが著しく困難な部分等で市長がやむを得ないと認める部分についても空地面積から除外できます。

## 5.太陽電池等の取り扱いについて(緑化基準第6関係)

緑化基準第 6 に規定する太陽電池又は露天のプール等を設置した場合、その設置面積の 50% の面積を緑化基準第 2 及び第 3 の緑地の面積に算入することができます。緑化基準第 6 の規定については、以下のとおり取り扱います。

### (1) 太陽電池の取り扱い

- ・太陽電池の設置面積はその水平投影面積で算定します。

### (2) 露天のプール等の取り扱い

- ・一般的なプールに限らず、池等で恒常的に水に満たされている部分を含みます。

## 6.建築物及び建築物の敷地の緑化の面積の相互振り替えについて(緑化基準第7関係)

緑化基準第 7 に規定する建築物及び建築物の敷地の緑地面積の相互振り替えについて、緑化基準第 2 及び第 3 に規定する緑地の面積を満たすことが困難な理由がある場合は、相互に振り替えることができます。ただし、建築物及び建築物の敷地の緑地それぞれに必要な面積の概ね 50 パーセント以上は、それぞれ緑地が必要な部分で緑地を設けるよう努めてください。困難な理由については、図面等に明記してください。

## 7.特定工場等について(緑化基準第3関係)

特定工場等（環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）第 118 条第 2 項に規定する特定工場又は工場立地法 6 条第 1 項に規定する特定工場）については、緑化基準及び届出先が異なります。詳しくは以下にお問い合わせください。

### ①工場立地法に基づく特定工場

問い合わせ・届出窓口：神戸市経済観光局工業課 電話 078-984-0340

### ②環境の保全と創造に関する条例に基づく特定工場

問い合わせ窓口：兵庫県環境部自然・鳥獣共生課 電話 078-362-3389

届出窓口：神戸市建設局公園部魅力創造課 電話 078-595-6463

特定工場等で設置が義務づけられている緑地面積は、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の建築物緑化（建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の新築等）の緑地面積に含むことはできません。建築物緑化届出にあたっては、根拠法令ごとの緑地面積がわかる図面を添付してください。

# 第3節 届出書類の作成例

## 1. 建築物等緑化計画届

(P.12 神戸らしい緑化モデル事例の届出書類を例示しています。)

建築物等緑化計画届(第1面)記入例

様式第5号(第19条及び第20条関係)

(第1面)

建築物等緑化計画(変更)届		平成30年〇〇月△△日
神戸市長 宛	届出者	郵便番号 650-××××
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	神戸市〇〇区△△通1234-5 □□ビル××階	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	〇〇〇(株) 代表取締役 □□□ □□	
	電話番号	(078)333-××××
<p>神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第23条第2項</span> の規定により、  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第23条第3項</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物等の緑化に関する計画</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物等の緑化に関する計画の変更</span> を届け出ます。</p>		
代理者	氏名	(株)××× 代表取締役 △△ △△△
	郵便番号	651-****
	住所	神戸市〇〇区□□3丁目×-××
	電話番号	078-332-***0
	担当者氏名	〇〇 〇〇
	FAX番号	078-332-***1
建築物等の名称	□□□ビルディング	
建築物等の所在地	神戸市〇区□□通123-45	
建築物等の用途	物販店舗、事務所 ( <input type="checkbox"/> 住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅等以外 <input type="checkbox"/> 特定工場等)	
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	法定建ぺい率 (変更届では記入不要) 80%
建築工事着手予定日 (変更届では記入不要)	平成30年 〇〇月 **日	
緑化完了予定日	平成32年 〇〇月 **日	
以下、変更届の場合のみ記入してください。		
建築物等緑化計画届の 届出日及び番号	年 月 日	第 号
変更の概要		
受付 処理 欄	特 記 欄	

(第2面)

建築物の(変更)緑化計画						
建築面積(A)	6,400.00			m <sup>2</sup>		
区分	緑地の算定面積					
屋上、ベランダ等	243.00			m <sup>2</sup>		
壁面	54.00			m <sup>2</sup>		
小計(B)	297.00			m <sup>2</sup>		
太陽電池等(C)	49.76	m <sup>2</sup>	緑地の面積に相当する面積(D)=(C)×1/2	24.88 m <sup>2</sup>		
敷地緑化との振替増(+)/減(-)(E)	0.00			m <sup>2</sup>		
緑地の面積の合計(F)=(B)+(D)±(E)	321.88	m <sup>2</sup>	緑地率(F)/(A)×100	5.0 %		
植 栽 内 訳		数量	算定面積	主な樹種等	備考	
	低木・地被植物等	125.00	m <sup>2</sup>	125.00 m <sup>2</sup>	カシワバアジサイ、エリカ、ラベンダー他	低木、地被植物、100ℓ以上のプランター等
	中木(2.5m>H≥1.0m)	10	本	38.00 m <sup>2</sup>	ライラック、オリーブ	本数×3.8m <sup>2</sup>
	高木1(4m>H≥2.5m)	10	本	80.00 m <sup>2</sup>	ハンカチノキ、シマトネリコ	本数×8m <sup>2</sup>
	高木2(5.5m>H≥4.0m)		本	m <sup>2</sup>		本数×13.8m <sup>2</sup>
	高木3(7m>H≥5.5m)		本	m <sup>2</sup>		本数×21.2m <sup>2</sup>
	高木4(H≥7.0m)		本	m <sup>2</sup>		本数×30.1m <sup>2</sup>
	壁面(道路等に面するものに限る。)	36.00	m <sup>2</sup>	54.00 m <sup>2</sup>	ツツブキ、ヒューケラ、ハツユキカズラ他	数量×1.5
	壁面(道路等に面しないものに限る。)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	生垣		m	m <sup>2</sup>		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)
	プランター(40ℓ以上)		個	m <sup>2</sup>		道路等に面するものに限る。
合計(B)			297.00 m <sup>2</sup>			



(第3面)

		敷地面積 (㎡) (A)	空地 面積 (㎡) (B)	除外 面積 (㎡) ※1 (C)	植栽 面積 (㎡) (D)	太陽電 池設置 面積等 (㎡) (E)	建築物緑化 との振替 増(+)-減(-) (㎡) (F)	緑地の面積 の合計 (㎡) (G) =(D)+(E)/2+(F)	緑地率 (%) (G)/((B)-(C))×100
※2		8,000.00	1,600.00		804.10			804.10	50.3%
		( )	( )	0.00	( )	0.00	0.00	( )	-
※3	合計								
	運動場以外	( )	( )		( )			( )	
	運動場								

( ) 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

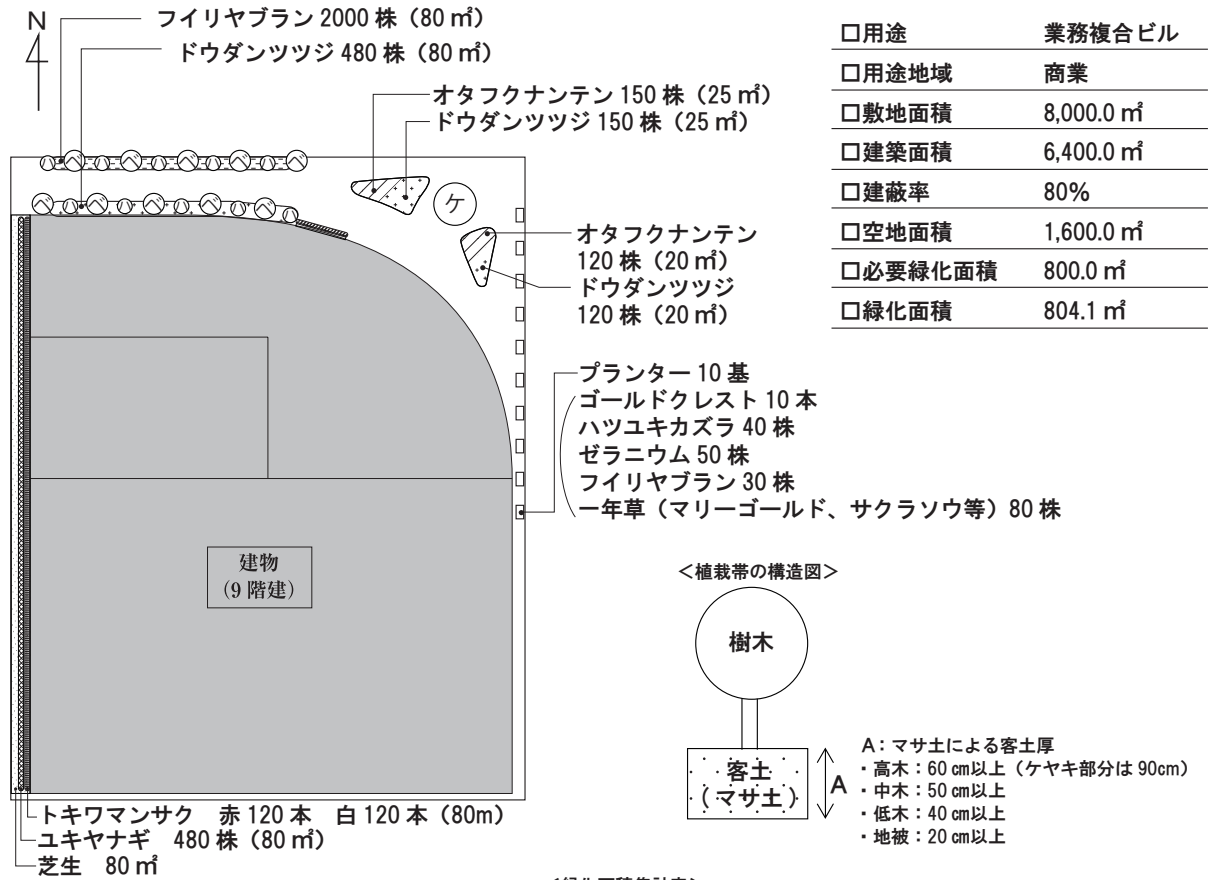
		数量	算定面積	主な樹種等	備考
植 栽 内 訳	低木・地被植物等	410.00 ㎡	410.00 ㎡	オタフクナンテン、ドウダンツツジ、ユキヤナギ	低木、地被植物、100ℓ以上のプランター等
	中木 (2.5m>H≥1.0m)	本	㎡		本数×3.8㎡
	高木1 (4m>H≥2.5m)	10 本	80.00 ㎡	ベニバスマモモ	本数×8㎡
	高木2 (5.5m>H≥4.0m)	10 本	138.00 ㎡	ハナミズキ	本数×13.8㎡
	高木3 (7m>H≥5.5m)	本	㎡		本数×21.2㎡
	高木4 (H≥7.0m)	1 本	30.10 ㎡	ケヤキ	本数×30.1㎡
	グラスパーキング※4	㎡	㎡		
	生垣	80.0 m	136.00 ㎡	トキワマンサク(赤・白)	長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)
	フェンス緑化	m	㎡		長さ×高さ1.2m
	プランター(40ℓ以上)	10 個	10.00 ㎡	ゴールドクレスト、ゼラニウム、ハツユキカズラ他	道路等に面するものに限る。
合計(D)			804.10 ㎡		

- ※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両(自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。以下同じ。)通行部分等の面積をいいます。
- ※2 学校、社会福祉施設及び教育施設(施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。)以外の場合に使用してください。
- ※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。
- ※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	ha
全体緑地面積	ha
全体建築物敷地面積	ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	㎡

添付図書例（様式図）：緑化計画図（敷地緑化）



<緑化面積集計表>

緑化方法	数量	算定面積	備考
低木	80+25+25+20+20+80 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	
地被	80+80 m <sup>2</sup>	160 m <sup>2</sup>	
高木1	10 本	80 m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup> /本
高木2	10 本	138 m <sup>2</sup>	13.8 m <sup>2</sup> /本
高木4	1 本	30.1 m <sup>2</sup>	30.1 m <sup>2</sup> /本
生垣	80 m	136 m <sup>2</sup>	1.7 m <sup>2</sup> /m
プランター(40ℓ以上)	10 基	10 m <sup>2</sup>	1 m <sup>2</sup> /基
合計		804.1 m <sup>2</sup>	

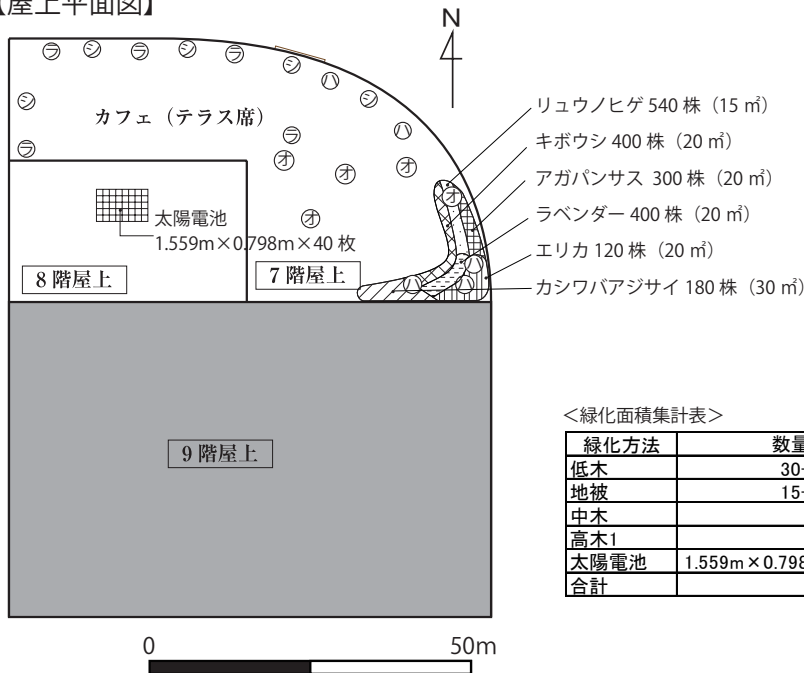
※面積は CAD 求積による。

<凡例>

記号	樹種	規格 (m)	数量	支柱	土壌改良資材	備考
高木						
ケ	ケヤキ	H=7.0 C=0.50 W=3.5	1 本	3 脚鳥居	混合 (B) : 310 ℓ / 本	高木 4
ベ	ベニバスマモ	H=3.0 C=0.18 W=1.0	10 本	2 脚鳥居	混合 (B) : 40 ℓ / 本	高木 1
ハ	ハナミズキ	H=4.0 C=0.21 W=1.0	10 本	2 脚鳥居	混合 (B) : 70 ℓ / 本	高木 2
中木						
ト	トキワマンサク	H=1.0 C= — W=0.2	240 本	布掛	混合 (B) : 10 ℓ / 本	生垣 3 本 / m
低木						
オ	オタフクナンテン	H=0.3 C= — W=0.4	270 株	-	混合 (B) : 4 ℓ / 本	6 株 / m <sup>2</sup>
ド	ドウダンツツジ	H=0.3 C= — W=0.2	750 株	-	混合 (B) : 4 ℓ / 本	
ユ	ユキヤナギ	H=0.5 C= — W=0.5	480 株	-	混合 (B) : 5 ℓ / 本	
プランター						
	ゴールドクレスト		10 本		混合 (B) : 8 ℓ / 基	40 ℓ プランター
	ハツユキカズラ		40 株			
	ゼラニウム		50 株			
	一年草 (マリーゴールド、サクラソウ等)		80 株			
地被						
	フイリヤブラン		2030 株		混合 (B) : 40 ℓ / m <sup>2</sup>	25 株 / m <sup>2</sup>
	コウライシバ		80 m <sup>2</sup>		混合 (B) : 40 ℓ / m <sup>2</sup>	100% 張り
混合 (B) 1 ℓ 当り	有機質土壌改良資材 (バーク堆肥) : 0.167 kg		発泡剤 (真珠岩) 0.666 ℓ			

添付図書例：⑤緑化計画図（建築物緑化）（模式図）

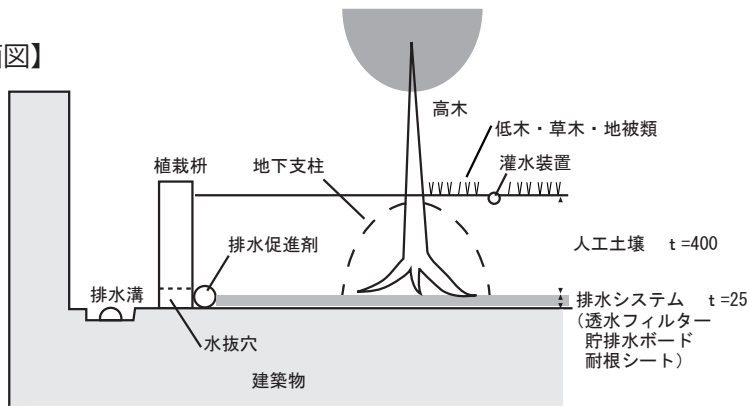
【屋上平面図】



<緑化面積集計表>

緑化方法	数量	算定面積	備考
低木	30+20+20 ㎡	70 ㎡	
地被	15+20+20 ㎡	55 ㎡	
中木	10 本	38 ㎡	3.8 ㎡/本
高木1	10 本	80 ㎡	8 ㎡/本
太陽電池	1.559m×0.798m×40 枚	24.88 ㎡	実面積×1/2
合計		267.88 ㎡	

【断面図】



<凡例>

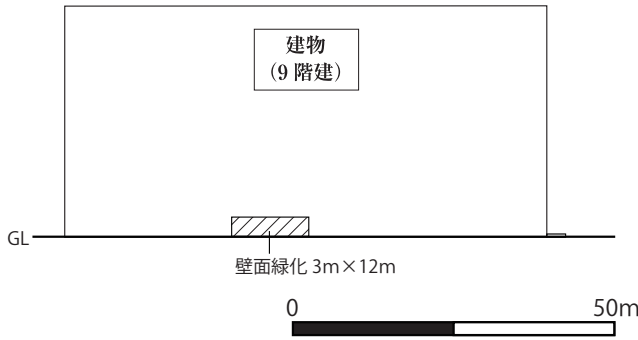
記号	樹種	規格 (m)	数量	支柱	土壌改良資材	備考
<b>高木</b>						
①	ハンカチノキ	H=3.5 C=0.18 W=1.2	5 本	3 脚鳥居	混合 (B) : 40 ℓ / 本	
②	シマトネリコ	H=3.5 C=0.21 W=1.0	5 本	2 脚鳥居	混合 (B) : 70 ℓ / 本	
<b>中木</b>						
③	ライラック	H=1.8 C=0.15 W=0.6	5 本	1 本支柱	混合 (B) : 15 ℓ / 本	
④	オリーブ	H=1.5 C=0.15 W=0.6	5 本	1 本支柱	混合 (B) : 15 ℓ / 本	
<b>低木</b>						
▨	カシワバアジサイ	H=0.8 C=— W=0.3	180 株	-	混合 (B) : 7 ℓ / 本	6 株 / ㎡
▩	エリカ	H=0.5 C=— W=0.2	120 株	-	混合 (B) : 5 ℓ / 本	6 株 / ㎡
<b>地被</b>						
▨	ラベンダー	H=0.5 C=— W=0.3	400 株	-	混合 (B) : 5 ℓ / 本	20 株 / ㎡
▩	アガパンサス	10.5cm ポット	300 株	-	混合 (B) : 40 ℓ / ㎡	15 株 / ㎡
▩	ギボウシ	10.5cm ポット	400 株	-	混合 (B) : 40 ℓ / ㎡	20 株 / ㎡
▩	リウノヒゲ	9cm ポット	540 株	-	混合 (B) : 40 ℓ / ㎡	36 株 / ㎡

混合 (B) 1ℓ 当り	有機質土壌改良資材 (パーク堆肥) : 0.167 kg	発泡剤 (真珠岩) 0.666 ℓ
--------------	------------------------------	-------------------

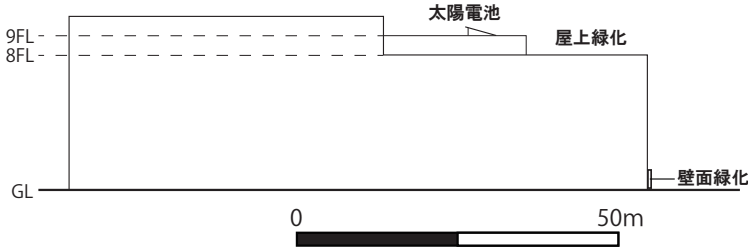
※面積は CAD 求積による。

添付図書例：④立面図⑤緑化計画図（模式図）

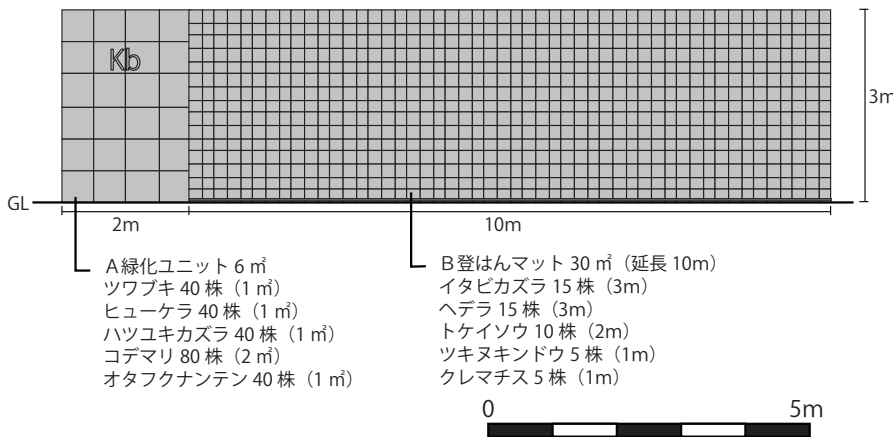
【北立面図】



【東立面図】

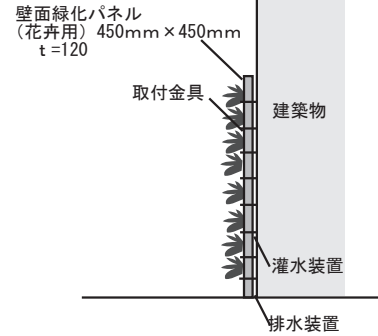


【壁面緑化計画図】

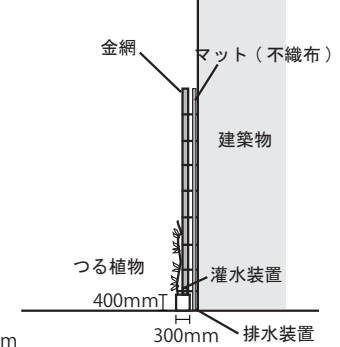


【壁面緑化断面図】

A緑化ユニット



B登はんマット



<凡例>

樹種	数量	土壌改良資材等	備考
A緑化ユニット			
ツワブキ	40株	壁面緑化パネル	40株/㎡混植
ヒューケラ	40株		
ハツユキカズラ	40株		
コデマリ	80株		
オタフクナンテン	40株		
B登はんマット			
イタビカズラ	15株	混合(B): 40ℓ/㎡	5株/m混植
ヘデラ	15株		
トケイソウ	10株		
ツキヌキニンドウ	5株		
クレマチス	5株		

<緑化面積集計表>

緑化方法	数量	算定面積	備考
壁面(道路等に面する)	12m×3m	54㎡	実面積×1.5

混合(B) 1ℓ当り	有機質土壌改良資材 (バーク堆肥) : 0.167kg	発泡剤 (真珠岩) 0.666ℓ
------------	-----------------------------	------------------

※面積はCAD求積による。

## 2.学校等の敷地における緑化計画届の場合

緑化基準第 5 に基づき、学校等における運動場の面積は緑化が著しく困難な部分として空地面積から除外することができますが、当該運動場の面積の 5% 以上の面積を緑化する必要があります。この際、第 3 面は以下のように記入します。

### 建築物等緑化計画届（第 3 面）記入例

(第 3 面)

	敷地面積 (㎡) (A)	空地 面積 (㎡) (B)	除外 面積 (㎡) ※1 (C)	植栽 面積 (㎡) (D)	太陽電 池設置 面積等 (㎡) (E)	建築物緑化 との振替 増(+)-減(-) (㎡) (F)	緑地の面積 の合計 (㎡) (G) =(D)+(E)/2+(F)	緑地率 (%) (G)/((B)-(C))×100
※2	( )	( )		( )			( )	
※3	合計	30,000.00	12,000.00	1,553.00		0.00	1,553.00	
	運動場以外	20,000.00	2,000.00	1,053.00	0.00	0.00	1,053.00	52.6%
	運動場	10,000.00		500.00		0.00	500.00	5.0%

( ) 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

	数量	算定面積	主な樹種等	備考	
植 栽 内 訳	低木・地被植物等	500.00 m <sup>2</sup>	500.00 m <sup>2</sup>	〇〇〇	低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
	中木 (2.5m>H≥1.0m)	80 本	304.00 m <sup>2</sup>	〇〇〇	本数×3.8m <sup>2</sup>
	高木1 (4m>H≥2.5m)	本	m <sup>2</sup>		本数×8m <sup>2</sup>
	高木2 (5.5m>H≥4.0m)	30 本	414.00 m <sup>2</sup>	〇〇〇	本数×13.8m <sup>2</sup>
	高木3 (7m>H≥5.5m)	本	m <sup>2</sup>		本数×21.2m <sup>2</sup>
	高木4 (H≥7.0m)	10 本	301.00 m <sup>2</sup>	〇〇〇	本数×30.1m <sup>2</sup>
	グラスパーキング※4	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	生垣	20.0 m	34.00 m <sup>2</sup>	〇〇〇	長さ×(奥行き 0.5m+高さ1.2m)
	フェンス緑化	m	m <sup>2</sup>		長さ×高さ1.2m
	プランター(40ℓ以上)	個	m <sup>2</sup>		道路等に面する ものに限る。
合計(D)		1,553.00 m <sup>2</sup>			

※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両(自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。以下同じ。)通行部分等の面積をいいます。

※2 学校、社会福祉施設及び教育施設(施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。)以外の場合に使用してください。

※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。

※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	ha
全体緑地面積	ha
全体建築物敷地面積	ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	m <sup>2</sup>

### 3.計画開発区域における緑化計画届の場合

緑化基準第 4 に基づき、計画的に開発された一定の区域については、区域全体で設けている緑地を、届出に係る建築物の敷地緑地として一定割合加算することができます。

計算式は以下となります。

○当該建築物の敷地で加算可能な全体緑地面積 (M)  
敷地面積 [ha] × (全体緑地面積 (b)[ha] / 全体建築物敷地面積 (a)[ha]) = M[ha]  
(小数点以下 5 位を四捨五入し小数点以下 4 位止めとしてください。)  
M[ha] → M[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地加算後の敷地面積 (K)  
敷地面積 + M = K[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地を加算した敷地における空地面積 (P)  
K × (1 - 基準建ぺい率) = P[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地を加算した敷地の緑地率 (Q)  
(緑地面積 + M) / P × 100 = Q[%]

「神戸流通業務団地」における計算例を以下に示します。

○当該建築物の敷地で加算可能な全体緑地面積  
0.895423[ha] × (23[ha] / 65[ha]) = 0.3168[ha]  
(小数点以下 5 位を四捨五入し小数点以下 4 位止めとしてください。)  
0.3168[ha] → 3,168.00[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地加算後の敷地面積  
8,954.23 + 3,168.00 = 12,122.23[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地を加算した敷地における空地面積  
12,122.23 × (1 - 0.6) = 4,848.89[m<sup>2</sup>]

○当該建築物の緑地を加算した敷地の緑地率  
(200 + 3,168.00) / 4,848.89 × 100 = 69.4[%]

この際、第 3 面は次頁のように記入します。

(第3面)

建築物の敷地の(変更)緑化計画

		敷地面積 (㎡)	空地 面積 (㎡)	除外 面積 (㎡) ※1	植栽 面積 (㎡)	太陽電 池設置 面積等 (㎡)	建築物緑化 との振替 増(+)-減(-) (㎡)	緑地の面積 の合計 (㎡)	緑地率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(G)/((B)-(C))×100
		=(D)+(E)/2+(F)							
※2		8,954.23	3,581.69		200.00			200.00	5.5%
		8,954.23 + 3,168.00 (12,122.23)		0.00	200.00 + 3,168.00 (3,368.00)	0.00	0.00		
			(4,848.89)					(3,368.00)	69.4%
※3	合計								
	運動場以外	( )	( )		( )			( )	-
	運動場								

( )部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

		数量	算定面積	主な樹種等	備考
植 栽 内 訳	低木・地被植物等	6.00 ㎡	6.00 ㎡	〇〇〇	低木、地被植物、 1000以上の プランター等
	中木 (2.5m>H≥1.0m)	5 本	19.00 ㎡	〇〇〇	本数×3.8㎡
	高木1 (4m>H≥2.5m)	本	㎡		本数×8㎡
	高木2 (5.5m>H≥4.0m)	5 本	69.00 ㎡	〇〇〇	本数×13.8㎡
	高木3 (7m>H≥5.5m)	5 本	106.00 ㎡	〇〇〇	本数×21.2㎡
	高木4 (H≥7.0m)	本	㎡		本数×30.1㎡
	グラスパーキング※4	㎡	㎡		
	生垣	m	㎡		長さ×(奥行き 0.5m+高さ1.2m)
	フェンス緑化	m	㎡		長さ×高さ1.2m
	プランター(400以上)	個	㎡		道路等に面する ものに限る。
	合計(D)		200.00 ㎡		

※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両(自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。以下同じ。)通行部分等の面積をいいます。

※2 学校、社会福祉施設及び教育施設(施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。)以外の場合に使用してください。

※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。

※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	神戸流通業務団地
計画開発区域面積	113 ha
全体緑地面積	23 ha
全体建築物敷地面積	65 ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	3,168 ㎡

## 4.コンテナ等を取り扱う敷地における緑化計画届の場合

緑化基準第 5 に基づき、コンテナ等の緑化が著しく困難な部分の面積は空地面積から除外することができます。この際、第 3 面は以下のように記入します。

### 建築物等緑化計画届（第 3 面）記入例

(第 3 面)

	敷地面積 (㎡)	空地 面積 (㎡)	除外 面積 (㎡) ※1	植栽 面積 (㎡)	太陽電 池設置 面積等 (㎡)	建築物緑化 との振替 増(+)-減(-) (㎡)	緑地の面積 の合計 (㎡)	緑地率 (%)
※2	8,000.00	3,200.00	2,000.00	720.00	160.00	0.00	800.00	66.6%
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
※3	合計							
	運動場以外							
	運動場							
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

( ) 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

植栽内訳	数量		算定面積		主な樹種等	備考
低木・地被植物等	500.00	㎡	500.00	㎡	〇〇〇	低木、地被植物、100ℓ以上のプランター等
中木 (2.5m>H≧1.0m)	30	本	114.00	㎡	〇〇〇	本数×3.8㎡
高木1 (4m>H≧2.5m)		本		㎡		本数×8㎡
高木2 (5.5m>H≧4.0m)		本		㎡	〇〇〇	本数×13.8㎡
高木3 (7m>H≧5.5m)	5	本	106.00	㎡	〇〇〇	本数×21.2㎡
高木4 (H≧7.0m)		本		㎡		本数×30.1㎡
グラスパーキング※4		㎡		㎡		
生垣		m		㎡		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)
フェンス緑化		m		㎡		長さ×高さ1.2m
プランター(40ℓ以上)		個		㎡		道路等に面するものに限り。
合計(D)			720.00	㎡		

※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両(自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。以下同じ。)通行部分等の面積をいいます。

※2 学校、社会福祉施設及び教育施設(施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。)以外の場合に使用してください。

※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。

※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	ha
全体緑地面積	ha
全体建築物敷地面積	ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	㎡



## 第 4 節

# 計画・施工上の留意点

- ・「第 2 章 緑化の計画にあたって」(p.24) を参照してください。
- ・条例に基づく緑化において、特に注意する点は下記のとおりです。

### 1. 植栽地の土壌について

- ・良質土（植栽に適した土壌、もしくは開発時に保全した表土）としてください。マサ土による客土を標準とします。標準的な客土厚は右表のとおりです。
- ・人工地盤を用いる場合は、計画の届出時に、植栽する規格の植物の生育が可能である旨を確認できるパンフレット等の資料を添付してください。

#### ■標準的な客土厚

高木（C=30 cm 以下）	60cm
中木	50cm
低木	40cm
地被（草本）	20cm
ツル植物（計画高さ 6m 以下）	40cm

### 2. 土壌改良資材の使用

- ・植物の規格に応じ、植穴容量の 20% を標準に土壌改良資材を植栽土壌と混合してください。（現地土または客土が植栽に適した土壌であれば必要ありません。）
  - ・土壌改良資材は、原則としてバーク堆肥と発泡材を容積比率 1 対 2 の割合で混合したもの（混合 (B)）を用いてください。ただし、発泡材は、客土の透水性が良い場合は真珠岩系パーライトを、透水性及び通気性が悪い場合は黒曜石系パーライトを用いるものとします。
  - ・土壌改良資材による改良は、植物の規格に応じた植穴サイズの範囲を目安とします。
- ※標準的な植穴サイズ、土壌改良資材の使用量は下表を参照してください。

### 3. 支柱の設置

- ・植物の規格に応じた支柱を取り付けてください。
- ※標準的な支柱の形式は下表を参照してください。

#### ■標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱

区分	規格	植穴径	植穴深さ	土壌改良資材			支柱
				混合 (B)	バーク堆肥	発泡材	
低木	H<30cm	29	23	3	0.501	2.001	不要
	30≤H<50cm	33	26	4	0.668	2.668	不要
	50≤H<80	37	28	5	0.835	3.335	不要
	80≤H<100	41	31	7	1.169	4.669	不要
中木	100≤H<150cm	46	35	10	1.670	6.670	1 本支柱（生垣の場合は布掛支柱）
	150≤H<200	54	40	15	2.505	10.005	1 本支柱（生垣の場合は布掛支柱）
	200≤H<250	61	46	22	3.674	14.674	1 本支柱（生垣の場合は布掛支柱）
	250≤H<300	69	51	31	5.177	20.677	1 本支柱（生垣の場合は布掛支柱）
高木	C<15cm	75	40	20	3.340	13.340	2脚鳥居
	15≤C<20	87	46	40	6.680	26.680	2脚鳥居
	20≤C<25	99	53	70	11.690	46.690	2脚鳥居又は 3 本支柱（ハツ掛）
	25≤C<30	111	59	100	16.700	66.700	2脚鳥居又は 3 本支柱（ハツ掛）
	30≤C<35	117	62	110	18.370	73.370	3脚鳥居又は 3 本支柱（ハツ掛）
	35≤C<45	141	75	190	31.730	126.730	3脚鳥居又は 3 本支柱（ハツ掛）
	45≤C<60	171	90	310	51.770	206.770	3脚鳥居又は 3 本支柱（ハツ掛）
	60≤C<75	207	109	480	80.160	320.160	4 脚合掌型又は 3 本支柱（ハツ掛）
	75≤C<90	243	128	670	111.890	446.890	4 脚合掌型又は 3 本支柱（ハツ掛）

※地被やツル植物の場合は、客土量の 20% を目安に土壌改良資材を使用するのが望ましい。  
 ※植え込み時には、植穴径、植穴深さの範囲で、十分に土壌改良資材と客土を混合してください。

## 4. 施工写真

完了状況の写真は、完了検査において必要となるものです。下記の表を参考に、完了状況が分かりやすく把握できるように撮影してください。また、良好な植栽工事を証するため、施工状況の記録にも努めてください。

### ■ 施工写真撮影要領

項目		撮影頻度	備考
完了状況	全景	全景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽の全景が把握できること。</li> <li>・緑地が広大な場合、数箇所にもたがる場合などは、複数枚に分けて撮影すること。</li> <li>・撮影位置図を添付すること。（撮影方向も記載）</li> <li>・中木、高木の植栽本数が把握できること。</li> <li>・ツル植物（壁面緑化）のおよその植栽間隔が把握できること。</li> <li>・吹き付けの場合は、発芽状況が分かること。</li> <li>・太陽電池の設置状況が分かること。</li> </ul>
	植物の規格（高さ）	①樹木の種類ごとに1枚以上 ②つる植物の種類ごとに1枚以上（補助資材を使用していない場合）	・標尺、メジャー等をあてて、寸法が判別できること。（計画値と実測値を黒板等に明記）
施工状況	客土厚	①樹木：種類ごとに1枚以上	・標尺、メジャー等をあてて、寸法が判別できること。（計画値と実測値を黒板等に明記）
	土壌改良資材の使用	②地被、壁面緑化：それぞれ1箇所以上	①樹木：バケツ、量り等を用いて、使用量が判別できること。計画値と実測値を黒板等に明記すること。 ②地被、壁面緑化：混入状況が分かること。

### ■ 写真撮影例



全景



植物の規格（高木の高さ）



客土厚



土壌改良資材の使用量



土壌改良資材の混入状況

## 5. 完了検査について

- ・完了検査は、原則として完了届と写真により書面で行います。
- ・書類により状況が確認できない場合は、現地検査又は写真提出等による状況報告を求めることがあります。

## 第 5 節

# 緑化後の維持管理

---

- 整備された植栽は、建築の必要条件として設けられたものです。対象の建物が存在する限り、適切な灌水、除草、剪定、刈込等の管理作業を行い、整備時以上の状態を維持してください。ガイドライン「第 2 章 第 3 節 緑地の維持管理」(p.47) を参考に、適切な整備計画を立ててください。
- 地被、プランター等において一年草を使用する場合は施工後に裸地となることのないよう、特に入念な維持管理に努めるとともに、適切な植替えの計画を立ててください。
- 枯損した場合は計画時以上の緑地面積が確保されるよう植え替えを行ってください。
- 万が一、敷地内の土地利用の変更等により、植栽の変更が必要となる場合も、他の場所に同様の植栽を行う等して、緑地面積を確保してください。

## 第 6 節

# 関係法令等

### 1. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 抜粋

平成 24 年 3 月 30 日神戸市条例第 45 号

#### 第 3 章 建築物等における緑化の推進

(緑化基準の策定及び公表)

第 22 条 市長は、潤いと安らぎのある豊かな都市空間の整備を図るため、建築物等の緑化に関する基準(以下「緑化基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

(都市における建築物等の緑化)

第 23 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という。)内の建築物等の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければならない。

2 市街化区域内において規則で定める規模の建築物の新築、改築又は増築をしようとする者は、緑化基準に従い、当該建築物及びその敷地(環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「県条例」という。)第 118 条第 2 項に規定する特定工場等又は工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項に規定する特定工場の用に供する建築物の新築、改築又は増築をしようとする者)にあっては、当該建築物)の緑化に関する計画を作成して、規則で定めるところにより、これを市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る規則で定める事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(緑化の完了の届出)

第 24 条 前条第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る緑化に関する計画に基づく緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日後の範囲において規則で定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(緑化の指導等)

第 25 条 市長は、市街化区域内の建築物等の所有者又は管理者に対し、当該建築物等の緑化に関して、潤いと安らぎのある豊かな都市空間の整備のため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、緑化基準への適合が不十分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

(緑化の届出に関する勧告)

第 26 条 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行った者が、前条第 2 項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、当該届出に係る緑化について、緑化基準への適合が著しく不十

分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(国等に関する特例)

第 27 条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第 23 条から前条までの規定は、適用しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出の例により市長にその旨を通知するものとする。

第 4 章 補則

(検査)

第 28 条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物等又は建築工事現場に立ち入り、建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事業者名等の公表)

第 29 条 市長は、第 13 条の規定による勧告に従わない特定建築主、第 21 条の規定による勧告に従わない特定集合住宅建築主等又は第 26 条の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

## 2.神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則 抜粋

平成 24 年 6 月 28 日神戸市規則第 13 号  
改正 平成 29 年 4 月 17 日規則 2 号

(緑化に関する計画の届出を要する建築物の規模)

第 18 条 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる行おうとする行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模（環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 118 条第 2 項に規定する特定工場等又は工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条第 1 項に規定する特定工場の用に供する建築物の新築にあつては建築面積 1,000 平方メートル以上、その改築又は増築にあつては当該建築物の建築面積のうち改築又は増築に係る部分の建築面積 1,000 平方メートル以上）とする。

- (1) 新築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築面積の合計。以下この条において同じ。）500 平方メートル以上
- (2) 改築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積のうち改築に係る部分の建築面積の合計が 500 平方メートル以上
- (3) 増築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積のうち増築に係る部分の建築面積の合計が 500 平方メートル以上

(建築物等の緑化に関する計画の届出)

第 19 条 条例第 23 条第 2 項の規定に基づく届出は、様式第 5 号による建築物等緑化計画届によらなければならない。

2 前項の建築物等緑化計画届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 配置図
- (3) 屋上平面図
- (4) 立面図
- (5) 緑化計画図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

3 条例第 23 条第 2 項の規定に基づく届出は、当該届出の対象となる建築物について次に掲げる行為を行う前になされなければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の提出
- (2) 法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請

(建築物等の緑化に関する計画の届出事項に係る変更の届出)

第 20 条 条例第 23 条第 3 項の規定に基づく届出は、様式第 5 号による建築物等緑化計画変更届によらなければならない。

2 条例第 23 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、建築物等緑化計画届に記載された事項とする。

3 建築物等緑化計画届に記載された事項の変更に伴い前条第 2 項各号に掲げる図書の変更が生じる場合においては、前項の建築物等緑化計画変更届に、変更後の当該図書を添付しなければならない。

4 条例第 23 条第 3 項に規定する規則で定める軽微な変更は、緑地の面積の増加とする。

(緑化の完了の届出)

第 21 条 条例第 24 条の規定に基づく届出は、様式第 6 号による建築物等緑化計画完了届によらなければならない。

2 前項の建築物等緑化計画完了届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化が完了した後の状況を示す配置図又は平面図
- (2) 緑化が完了した後の状況を示す写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

3 条例第 24 条に規定する規則で定める日は、緑化が完了した日から起算して 15 日を経過した日とする。

### 3.神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)

平成 24 年 6 月 28 日神戸市告示第 271 号  
改正 平成 29 年 4 月 17 日告示 37 号

#### 第1 用語の定義

- 1 高木 植栽時における高さが 2.5 メートル以上の樹木をいう。
- 2 中木 植栽時における高さが 1 メートル以上、2.5 メートル未満の樹木をいう。
- 3 低木 植栽時における高さが 0.3 メートル以上 1 メートル未満の樹木をいう。
- 4 壁面緑化 建築物の水平延長 3m 以上の壁面部分を長さ 1 m あたり 3 本以上のツル性植物で緑化するものをいう。
- 5 生垣 植栽時の地盤面からの樹木の高さが 1 m 以上で、概ね均一な樹木を長さ 1 m あたり 3 本以上列植し支柱等を設けているものをいう。
- 6 フェンス緑化 長さ 3m 以上のフェンス等を長さ 1 m あたり 3 本以上のツル性植物で緑化するものをいう。
- 7 鉢・プランター等 植物を栽培する 40 リットル以上の容器で、適切に維持管理され、かつ周辺の景観に配慮したものをいう。
- 8 空地面積 敷地面積から当該敷地面積に基準建ぺい率（建築基準法第 53 条の規定により定められる建ぺい率をいう。）を乗じて得た面積を控除した面積をいう。
- 9 住宅 一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿をいう。

#### 第2 建築物の緑化基準

建築物の緑化基準は、次の表のとおりとする。

建築物の区分		緑地の面積	緑地の面積として算入する部分
1	新築に係る建築物でその建築面積が 1,000 平方メートル以上であるもの	建築面積の 5 パーセント以上とすること。	次の(1)から(7)に掲げる面積の合計とする。 (1) 地被植物等で被われている面積
2	改築又は増築に係る建築物で改築又は増築に係る部分の建築面積が 1,000 平方メートル以上であるもの	改築又は増築に係る部分の建築面積の 5 パーセント以上とすること。	(2) 高木 1 本を樹高 7 メートル以上の場合 30.1 平方メートルとして、樹高 5.5 メートル以上 7 メートル未満の場合 21.2 平方メートルとして、樹高 4 メートル以上 5.5 メートル未満の場合 13.8 平方メートルとして、樹高 2.5 メー
3	既設の建築物でそ	建築面積の 5 パー	

<p>の建築面積が 1,000 平方メートル以上であるもの</p>	<p>セント以上となるよう努めること。</p>	<p>トル以上 4メートル未満の場合 8.0平方メートルとして換算する みなし樹冠面積 (3) 中木 1 本を 3.8 平方メートルとして換算するみなし樹冠面積 (4) 低木で被われている面積 (5) 壁面緑化の面積 (6) 生垣の面積 (7) 鉢・プランター等の面積</p>
-----------------------------------	-------------------------	--

備考

- 1 壁面緑化の面積は、植栽にかかる壁面の長さ×高さ×面積とする。ただし、補助資材を設ける場合において、樹木の高さが 4.0メートル以下であるときには、面積の算定にかかる高さは、4.0メートルまたは補助資材の高さのうち低い方をその高さとし、みなす。
- 2 道路等公共空間に面する壁面への壁面緑化の面積は、1において算定した壁面緑化の面積に、その1/2に相当する面積を加えて算入することができるものとする。
- 3 生垣の面積は、奥行き 0.5メートルに長さ×高さ×面積に地盤面からの高さを 1.2メートルとして長さ×高さ×面積を加算したものとする。ただし、植栽時の高さが1メートル以上のものに限る。
- 4 鉢・プランター等の面積は、容量 100 リットル以上の場合には鉢・プランター等の面積とし、40リットル以上 100リットル未満の場合には、1基あたり 1.0平方メートル（上限 10基）として換算した面積とする。ただし、40リットル以上 100リットル未満の鉢・プランター等については、道路等公共空間に面するものに限る。
- 5 緑地の面積として算入する部分については、(1) から (7) までに掲げる面積の合計とするが、(2) 高木と (3) 中木のみなし樹冠面積は重複しないものとする。
- 6 植栽にあたっては、植物の健全な生育のために、適切な植栽基盤を設けるものとする。

第3 建築物の敷地の緑化基準

建築物の敷地の緑化基準は、次の表のとおりとする。

敷地の区分		緑地の面積	緑地の面積として算入する部分
1	住宅の敷地で敷地面積 1,000平方メートル以上であるもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合 空地面積の 30 パーセント以上とする。	次の(1)から(7)に掲げる面積の合計とする。 (1) 地被植物等で被われている面積
2	あるもの	既設の建築物の敷地の場合 空地面積の 10 パーセント以上とする。	(2) 高木 1 本を樹高 7メートル以上の場合 30.1 平方メートルとして、樹高 5.5メートル以上 7



			と。	
3	建築物（住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。	メートル未満の場合 21.2 平方メートルとして、樹高4メートル以上 5.5メートル未満の場合 13.8 平方メートルとして、樹高 2.5メートル以上4メートル未満の場合 8.0 平方メートルとして換算するみなし樹冠面積 (3) 中木1本を 3.8 平方メートルとして換算するみなし樹冠面積 (4) 低木で被われている面積 (5) 生垣の面積 (6) フェンス緑化の面積 (7) 鉢・プランター等の面積
4	1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上であるもの	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の20パーセント以上とすること。	

#### 備考

- 1 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被う工法により緑化することができる場合、整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。
- 2 フェンス緑化の面積は、植栽にかかるフェンス等の長さの高さを1.2メートルとして乗じた面積（敷地における緑地の面積の1/2を上限とする。ただし、第7第1項を適用する場合についてはこの限りではない。）とする。ただし、フェンスの高さが1.2メートル以下であるときについては、面積の算定にかかる高さは、1.2メートルまたはフェンスの高さのうち低い方をその高さとしみなす。
- 3 緑地の面積として算入する部分については、(1)から(7)までに掲げる面積の合計とするが、(2)高木と(3)中木のみなし樹冠面積は重複しないものとする。
- 4 住宅の用途及び建築物（住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。）の用途に供する建築物については、それぞれの用途に供する部分の床面積のうち過半の床面積を占める部分の用途を当該建築物の用途としみなし、敷地の区分を適用する。
- 5 建築物を改築又は増築する場合の空地面積については、緑地基準第1第9項の規定中「敷地面積」を「改築又は増築に係る建築面積を、基準建ぺい率で除した面積」（以下、「改築又は増築に見合う敷地面積」という。）と読み替えて算定した面積とする。ただし、建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合に限る。
- 6 第2の備考3、4、6については、建築物の敷地の緑化についても適用する。

#### 第4 計画開発区域における建築物の敷地緑化の取扱い

次の各号に掲げる、計画的に開発された開発区域のうち、緑地として整備する計画がある部分の面積が当該区域の合計面積に対する割合として10パーセント以上であり、計画的に、かつ、将来にわたって確保されるものと認められる区域（以下「計画開発区域」という。）におい

ては、当該計画開発区域の緑地の面積の合計に、当該計画開発区域の建築物に係る敷地面積の合計に対する条例第 23 条第 2 項の届出に係る建築物の敷地面積の割合を乗じて得た面積を、緑化基準第 3 の緑地の面積に算入することができるものとする。

- (1) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する工業団地造成事業の施行区域
- (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する事業地
- (3) 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）第 2 条第 4 項に規定する事業地
- (4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 4 項に規定する施行地区
- (5) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許に係る埋立に関する工事の施行区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める区域

## 第 5 緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱い

建築物を新築、改築又は増築する場合（次項に掲げる場合を除く。）、次のいずれかに該当する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第 3 の空地面積から除外することができるものとする。ただし、第 2 号に該当する場合、運動場については、当該運動場の面積の 5 パーセント以上の面積を緑化するものとする。

- (1) コンテナ等の搬入、搬出若しくは一時保管又は大型車両の通行等を行うため、敷地の緑化が著しく困難な場合におけるコンテナ等を取り扱う部分又は大型重量車両（自重又は総積載荷重が 20 トン以上の車両をいう。以下同じ。）が駐車若しくは通行を行う部分の面積
- (2) 学校、社会福祉施設及び社会教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下「学校等」という。）の運動場の面積
- (3) 構造上緑化することが著しく困難な部分のうち、市長がやむを得ないと認める部分の面積
- (4) その他、市長が特にやむを得ないと認める部分の面積

2 建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合、次のいずれかに該当する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第 3 備考 5 で規定する空地面積から除外することができるものとする。ただし、第 2 号に該当する場合、第 2 号で規定する面積の 5 パーセント以上の面積を緑化するものとする。

- (1) コンテナ等の搬入、搬出若しくは一時保管又は大型車両の通行等を行うため、敷地の緑化が著しく困難な場合におけるコンテナ等を取り扱う部分又は大型重量車両が駐車若しくは通行を行う部分の面積のうち第 3 項により算定する面積
- (2) 学校等の運動場の面積のうち第 3 項により算定する面積
- (3) 構造上緑化することが著しく困難な部分のうち、市長がやむを得ないと認める部分の面積のうち第 3 項により算定する面積
- (4) その他、市長が特にやむを得ないと認める部分の面積

3 前項第1号, 第2号及び第3号により算定する面積とは, 下記式により算定する面積とする。  
算定する面積

$$= \frac{\text{緑化が著しく困難な部分の面積}}{\text{敷地面積}} \times \frac{\text{改築又は増築に見合う敷地面積}}{\text{敷地面積}}$$

#### 第6 太陽電池等の設置部分の面積の取扱い

建築物又はその敷地に太陽電池又は露天のプール等を設置した場合, その設置面積の50パーセントの面積を緑化基準第2及び第3の緑地の面積に算入することができるものとする。

第7 建築物及び建築物の敷地の緑地の面積の相互の振り替え建築物の屋上, 壁面, バランダ等の緑地の面積について, 緑化基準第2を満たすことが困難な理由がある場合は, 当該建築物の屋上, 壁面, バランダ等において必要とされる緑地の面積のうち, 緑化が困難な面積相当分は, 建築物の敷地の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は, 建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

2 建築物の敷地における緑地の面積について, 緑化基準第3を満たすことが困難な理由がある場合は, 当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち, 緑化が困難な面積相当分は, 建築物の屋上, 壁面, バランダ等の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上, 壁面, バランダ等の緑化をもって代える面積は, 建築物の屋上, 壁面, バランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。